

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会
第1回「古都保存行政の理念の全国展開」小委員会

日 時 平成17年8月31日(水)

13:00～15:30

場 所 合同庁舎3号館4階特別会議室

(議 事 録)

事務局 大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 第1回「古都保存行政の理念の全国展開」小委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課 緑地環境推進室長の西川と申します。よろしく願いいたします。座らせていただきます。

まず初めに、小委員会の設置につきましてご報告を申し上げます。6月30日に開催されました歴史的風土部会におきまして、古都保存行政の理念の全国展開小委員会の設置が了承されたところでございます。本委員会の設置に伴いまして、本日付で辞令が発令されております。まことに勝手ながら、お手元にお配りさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日は初めての委員会でございますので、柴田都市・地域整備局長から、皆様にごあいさつをさせていただきます。

柴田局長 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、また、本小委員会の委員さんにご就任をご承諾いただきまして、まことにありがとうございます。私、都市・地域整備局長の柴田でございます。どうかよろしく願いいたします。

せっかくの小委員会でございますので、冒頭簡単にごあいさつさせていただきたいと思っております。

小委員会の設置されました母体でございます歴史的風土部会、これは京都、奈良、鎌倉の古い日本の都の保存に関する重要事項を調査・審議するための審議会でございます。おかげさまをもちまして古都保存法に基づく取組みが来年で40年になります。その間、古都保存行政を通じて、こういうものを残していこうということで大変大きな成果を生んでございますし、その実績・経験というものも我が国都市行政にとっては非常に重要なものを残してこれたのではないかと考えております。

また、近年いわゆる古都以外の都市でも美しい日本の歴史・風土、そういうものを取り戻そう、あるいはそういうものを活かしたまちづくりをやろうという動きが非常に強くなっております。本日、お越しいただいております先生方のところもそういう取組みをされておるということを私もよく承知いたしておるところでございます。

また、国でも、観光立国の行動計画というものをつくってみたり、昨年でございますが、

景観法というものを日本の国で初めてつくりました。あるいはみどり関係の3法をつくったと。これまで景観に関する法律がなかったのは何か変な感じもするのですけれども、おくれはせながらではございますけれども、景観緑三法を制定しまして、また補助金も非常に弾力的な補助金をつくるというようなことで、美しい国づくりに努力いたしているところでございます。

話はちょっと飛びますが、月曜日の毎日新聞に、私、新聞見えてちょっとびっくりしたのですけれども、大正から昭和期にかけて観光ブームが起きたということでございます。これは交通網が発達しまして、観光地が整備されたということで非常に観光が活発になったと。また、日本交通公社も大正の初めに設立されまして外国人がたくさん日本に来ていただくということになったと。日本も「美しい日本」をセールスポイントとした海外向けのポスター・宣伝画もつくってきまして。当時の日本は内外から美しいというイメージでとらえられておりましたと。それは世界一周旅行が終わりました世界各国のお客さん方に、どこが一番美しかったかという、日本が最も美しかった、というアンケート結果があったようでございます。そのほか、昔の古い江戸期、明治期の外国の皆さん方の旅行記・紀行文などを見ますと、日本は美しかったと書いてあるわけでございます。

翻って現在の日本を見ますと、ポイント的にはいくつか美しいところもあるのですけれども、かなり景観も破壊されたのではないだろうか。昔美しかった町並みはどこへ行ったのだろうかという感じがいたしております。美しいものをつくり出す、美しいものを大事にしていくというのはやっぱり人間の品性ではないかと思っております。そういう意味では、過去の昔の先人の持っておられた品性というのを我々それを超えられなかったのかなという感じもいたしておるわけでございますが、そういう美しい日本、日本人の持っている品性というものを、経済が伸び上がった時代が終わりまして落ちついてきた、そういう中でもう一度振り返って、美しい国づくりをやっていく必要があるのではないかと私自身も思っておるところでございます。

各先生方、それぞれのお立場で、著名な先生方ばかりでございます。先生方のそれぞれの立場でもって、ご意見をどんどんいただきたいと。幅広い観点からご討議いただき、取りまとめいただければと思っております。この結果は、引き続きまして、この上の都市計画部会におきましても検討をしていきたいというぐあいに考えているところでございます。

簡単でございますが、私の冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろし

くお願いいたします。

事務局 次にご出席いただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

【委員の自己紹介】（省略）

事務局 なお、H委員におかれましては、30分ほどおくれるとのご連絡が入っております。ところでございます。

また、I委員、K委員及びJ委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。

次に配布資料でございますが、資料の1枚目をおめくりください。お手元に配布資料の一覧表がございます。資料につきましては、1～6までございまして、そのうち資料5につきましては、枝番で1と2に分かれております。また、資料6につきましては、枝番で1～5まで分かれております。ご確認ください。

また、参考資料につきましては、1～3までございまして、参考資料2につきましては、枝番で1～3まで分かれておるところでございます。

このほか、パンフレット類をお配りしております。まず、『古都保存の概要』、そして古都保存財団で発行しております機関誌の『古都』でございます。それと封筒に4種類資料を入れたものがございますが、上から滋賀県の歴史的街なみ関連の資料、次に奈良県、3番目は倉敷市、4番目に萩市の資料でございます。それぞれご確認くださいとお願いたします。過不足がございましたら、お申し出いただければと思っております。

それでは、引き続き議事を進めたいと思います。

まず、本委員会におけます議事の運営につきまして提案させていただきます。

社会資本整備審議会の小委員会の議事運営につきましては特段の定めがございません。そこで本委員会で決めていただく必要がございます。僭越とは存じますが、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じまして事務局で案を作成させていただきました。資料3をよろしくお願いたします。資料3の「古都保存行政の理念の全国展開小委員会の議事運営について（案）」をごらんいただければと思っております。読み上げさせていただきます。

古都保存行政の理念の全国展開小委員会の議事運営について（案）

小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとお

り進めることとする。

記

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
6. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上でございます。

ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特段、ご意見等がなければ、議事運営についてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

事務局 ご異議がないようでございますので、本委員会の運営につきましては、先ほどお配りしました案のように取り扱ってまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日ご出席いただきました委員は現在11名中7名でございます。ただいまご承認いただきました議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

引き続き、議事運営第1に基づきまして、委員長の互選をお願いしたいと思いますが、ご推薦をどなたかお願いできますでしょうか。

C委員 越澤先生がご適任ではないかと思っておりますので、その旨、ご提案させていただきたいと思っております。越澤先生は、歴史的風土審議会時代から委員として携わっておられますし、また、このたび歴史的風土部会の部会長にご就任しておられますので、兼務していただくのがよろしいのではないかと考えております。

事務局 ただいまC委員より、越澤先生にというご推薦がございましたが、皆様ご意見いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

事務局 では、皆様のご異議がないようでございますので、越澤委員にはご多忙中恐れ入りますが、委員長をお引き受けいただきたくよろしくお願い申し上げます。

ここで、委員長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長 越澤でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど局長から、この審議会の由来についてお話がありましたが、実は40年前に古都保存のことが全国的に盛り上がり、議員立法がありまして、古都保存行政が始まりました。その際、設置された審議会でございます。当時は総理大臣のもと総理府に審議会がございましたが、省庁再編の後に今度は国土交通省の中の審議会という形になります。

6月から部会長引き受けましたが、実は前任者は高階秀爾先生でございまして、私に若返りまして、少し軽くなったかなと自分でも思っているのですが、今回の小委員会議論で、各界のいろいろ先導的に全国のまちづくりに腐心されている方々に入らせていただきまして、大変重厚で、なおかつ多彩な多士済々のメンバーとなりましたので、皆様方の支えによりまして、ぜひ古都理念の全国展開ということで、この40周年の節目を迎えて、萩市、金沢市初め全国各地非常にまちづくりに取り組んでこられましたから、国としてもいろいろ何らかの支援を考えているということでこういうのが始まったと思いますので、皆様のそれぞれ今まで実践されてきたいろんな経験とかお知恵をぜひ拝借いたしまして、結果としていい成果が出ることを期待しておりますので、ぜひご協力のほど、よろしくお願いいたします申し上げます。

以上でございます。

では、一応あいさつが終わりましたので、事務局長よろしいですか。

事務局 はい。

委員長 以降は、小委員長として議事に入りたいと思います。

早速でございますが、今、非常に大部な資料がお手元にありますが、資料3が議事運営でございます。ただいまここでご承認いただきましたので、まず1番目の委員長の互選が終わりました。

2番目で、今後、委員長として議事を行わせていただきます。

3番目ですが、この種の組織の関連としまして、委員長に事故があったときに委員長代理を指名するとなっておりますので、今回、歴史的風土部会のもとに設置された小委員会ということで、部会長代理にご就任いただいている、きょうご欠席ですが、上村委員にそのまま今度委員長代理もお願いしたらどうかと思いますが、そういうことでよろしくお願いいたします。よろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

委員長 では、きょうご欠席ですが、委員長代理はI委員にお引き受けいただきたいと存じますので、よろしくをお願いします。

それから、実は審議に入る前に、この種の審議会の慣例ですが、議事の公開について、皆様にご了解いただく必要がございますので、1枚めくっていただきまして、資料4ということで、この議事の公開についての案が示されております。これについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、今、委員長からご指摘いただきました資料4をお開きいただければと思います。読み上げさせていただきます。

古都保存行政の理念の全国展開小委員会の議事の公開について(案)

古都保存行政の理念の全国展開小委員会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいまご説明がございましたが、これについて、皆様ご意見はいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

委員長 よろしいですか。通常、審議会のこの小委員会、部会、大体のこのようにするのが多いということで慣例でこうさせていただきますが、私としましては、この後の展開を見て、実は今回非常に多士済々の方々が委員になられていますので、その後の議事録を皆さんでもう一回見ていただいて、場合によっては個人名を公開するというのも今回の小委員会であってもいいのかなという感じもしますので、次回、次々回以降、様子を見て、もう一回このことは諮りたい。

なぜかといいますと、これだけの方々に出ていただく委員会はなかなか少ないと思いますので、私としては、発言そのものは大変重要なことなのかなと思っておりますので、ただ、自由な審議をするという要素もありますので、ぜひごらんになった上で、一応資料4で進めたいと思いますが、再度、場合によっては公開するかどうかもう一度諮りたいと思います。一応過去の例で言いますと、原則はこのような非公開でやっておりますが、次世

代型まちづくりについての小委員会を2年前行ったときに公開しておりますので、次回、次々回、各委員にご意見を伺うということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ちょっと委員長の立場で勝手なことを申しましたが、恐縮でございます。

今後そういうことで、資料4で進めるという前提で、各委員のご意見を再度確認するということです。

続きまして、プレスについてでございますが、きょうはどのようになっていますでしょうか。特段ないですか。

事務局 はい。

委員長 わかりました。

ということでありますので、プレスの方、いらっしゃいませんので、それでは審議に入りたいと思います。

まず審議の進め方とスケジュールについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、H委員いらっしゃったのでご紹介してください。

事務局 それでは、ただいま来られましたので、H委員でございます。

【H委員の自己紹介】（省略）

委員長 それではよろしくお願いいたします。

事務局 国土交通省公園緑地課の担当専門官でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料の5 - 1と5 - 2をごらんいただきたいと思います。こちらに今回の小委員会の審議の進め方、それから当面のスケジュールについて事務局案をお示ししております。

冒頭、局長からごあいさつ申し上げましたとおり、当審議会は古都における歴史的風土の保存に関する重要事項を調査・審議いただく審議会でございます。近年、歴史的あるいは文化的な資産を活かしたまちづくりへの関心が高まる中、本小委員会では改めまして、古都保存行政で得られました実績なり成果なり、そういったものを古都以外の都市において歴史的・文化的な資産を活かしたまちづくり、あるいは地域づくりを進めるために、ど

ういった経験なりが活かせるのか、そういうことをぜひ幅広い観点からご討議いただきまして論点を洗い出していきたいというふうに考えているところでございます。

検討の手順でございますが、お手元資料の5 - 1の上段でございます。

まず本小委員会の名称にもなっております、そもそも古都保存行政の理念とは一体何であるのかというところの概念の整理をいたします。これはこの後、本日資料6でご説明をさせていただきます。

続きまして、古都における歴史的風土保存の取組状況というものを現地視察を含めて、蓄積された経験や知見にはどういったものがあるのかをごらんいただき、また、歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりの現状や課題、あるいはそのあり方というものについて、これもできれば現地の視察などを含めましてご議論いただく。そういったことを経まして全国展開に向けた論点整理をしていきたいということを考えているところでございます。

また、僭越ではございますが、同じ資料5 - 1の下段のところですが、事務局で想定いたしました議論の視点を掲げさせていただいております。もちろんこれら以外にも重要な視点が想定されるところでございます。今後の小委員会におきまして、ぜひ幅広くいろいろな視点をお出しいただければと思います。

検討のスケジュールでございますが、お手元の資料5 - 2でございます。

第1回の小委員会は、本日（8月31日）、一番上の段になっております。この後、大体2カ月に一度ぐらいのペースで小委員会を開催させていただきまして、最終的には討議の結果につきまして、小委員会の報告という形で歴史的風土部会に報告をさせていただけるような取りまとめを行いたいと思っております。

また、先般の6月30日に開催されました都市計画歴史的風土分科会の諮問後でございますが、この討議の結果、都市計画制度を含め、いろいろと詰める課題などが明らかになれば、また、そちらの部会においても検討を進めたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいま資料5 - 1、5 - 2に基づきご説明がございましたが、ご質問なり、ご意見なりもしあれば、どうぞ遠慮なく発言をお願いしたいと思います。

Ｃ委員 想定される議論の視点のところ役割分担の話が出てきているのですけれども、とりわけ古都保存行政みたいな話の場合は、多分専門家とか、いわゆる研究者というので

すか、特殊な役割を本来持っているので、単に住民とか民間企業ではカバーできない領域があるのではないかと思いますので、どういう形で実際にどういうグルーピングするかという話はまたありますけれども、一応議論の対象としては入れていただきたいと思います。

委員長 今のご指摘はいかがでしょう。

事務局 冒頭、申し訳ございません、少し聞き取れなかったのですが、役割分担のところでございますね。

Ｃ委員 そうですね。主体として。

事務局 わかりました。確かにこういった主体以外にご専門の方々が必要だと思います。それらを含めて。

Ｃ委員 伊場遺跡訴訟なんていうのもありましたし、この間、大塚のアパートの事例なんていうのもございますので。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

委員長 今の専門というのは、つまり専門の学者を必ずしも指してないと思いますので、研究者という意味ではなくて。

Ｃ委員 専門家ですね。

委員長 いろんな形の専門の方いらっしゃると思いますから、そういうことで。それから、先ほど事務局からお話ありましたように、幅広に議論をしていただきたいというのがもともとありましたので、今後そういうことで、いろいろご指摘、ご意見お願いしたいと思います。ほかに何かご質問とかご意見ございますか。よろしゅうございますか。一応想定される議論の論点は、あくまでこういうのがあるとわかりやすいかなということを書かれたものですから、これにあまりとらわれないと事務局としては困るかもしれませんが、幅広というご指摘ありましたので、ぜひ、とらわれずに今後ご意見ちょうだいいただくという前提で、ただ回数ということがありますので、資料 5 - 2 のように、来年 3 月、4 月ぐらいで一応まとめたいということがあるという前提で、全国各地からご参集いただいておりますので、大変皆様ご多忙の委員の方ばかりでございますが、ぜひご協力お願いしたいと思います。

それから、本来ですと、むしろ最後にお聞きすべきかもしれませんが、ちょうどスケジュールのところありますので、先進地事例というのは、今のところもしイメージがあるようでしたら、支障のない範囲で、このスケジュールと絡みますので、もしあれば、ご意見なり、事務局案なり、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局 前後、逆転いたしますが、第2回ですが、3日ほど前に、事務局から日程の調整のご連絡を申し上げております。今、事務局では先進地の1つといたしまして、金沢市にぜひおじゃまをさせていただきまして、いろいろと幅広くに現地などを拝見しながら、1日がかかりになりますが、午前中に現地を拝見し、昼食を挟み、午後、小委員会が開催できればということを考えているところでございます。

また、第3回につきましては、古都の1つであります鎌倉におじゃまできないかということ調整を進めております。また鎌倉市のご都合もございまして、場合によりましては、12月目途が少し前後する可能性もございしますが、これはまた後ほど調整つき次第、事務局からご連絡をさせていただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。通常ですと、国の審議会は霞が関の庁舎の中で開いていることが多いわけありますが、審議の今回の内容からいいまして、先進地の視察をしながら、その場で討議するのも大変重要だと思いますので、事務局としてのいろいろ準備も大変だと思いますし、また、各委員の方々、場所によっては非常に遠隔地になりまして大変だと思うのですが、ぜひ、そういうことでよろしくご参集のほどお願いしたいと思います。こんなようなスケジュール案ということでもよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

委員長 ありがとうございます。ということで、では来年3～4月ごろにいい成果をまとめられるよう我々一同頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。議事内容に入りますが、よろしいですね。

(「はい」と声あり)

委員長 では、早速でございますが、本来の議事内容に入りたいと思っております。まず、ある一定時間、資料のご説明いただきまして、その後、1回目ですので、幅広くに自由にご討議をいただきたいと思うのですが、各委員のそれぞれの発言時間のこともあると思っております。大体おおむねの配分時間、もし事務局から今ご提案あるようでしたらお願いしたいと思うのですが、よろしゅうございますか。その方が聞く側としてもいいのですが。

事務局 本日、3時半までの予定ですが、できる限り、委員の方々からいろんなご意見ちょうだいしたいものですから、可能な限り短く、できれば30分以内で終わらせるような形で。

委員長 そうしますと、今、午後1時半ちょっと前ですので、午後2時ぐらいをめどで事務局からご説明いただきまして、それから、各委員の方々、せっかくですので、いろん

なご質問、ご意見ちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

早速でございますが、ご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元に資料をご用意させていただきましたうちの資料6、6は1番から5番まででございます。こちらを中心にご説明をさせていただきます。

まずお手元の6-1をごらんください。こちらは「古都保存法に基づく取組の概要について」、各委員の方々には恐縮ですが、おさらいの意味も含めまして作成させていただいたものでございます。

1枚おめくりいただきます。古都保存法は、京都、奈良、鎌倉など、現在日本で10都市に限定して、我が国往時の政治・文化の中心として栄えた都市につきまして、その歴史的風土を保存するために昭和41年(1966年)に制度化されたものでございます。

1枚おめくりください、2ページでございます。

そもそもの古都保存法の制定の経緯でございます。絵で示させていただきました。こちらは鎌倉の図面でございますが、昭和22年から48年までの時間経過を図で示させていただいたものですが、ごらんのとおり、緑がどんどん減って大規模な開発が膨らんでいるところでございます。当時、背景のところにて記述させていただきましたとおり、現在の古都である京都、奈良、鎌倉それぞれにおいてさまざまな開発問題が起きております。京都については、京都のタワーの問題や双ヶ岡の問題。奈良では県庁の新庁舎の問題や若草山の観光道路の問題がございました。また、鎌倉では御谷(おやつ)問題などがほぼ同時期に発生いたしました。

お手元資料の3ページ目、お開きいただき、下段でございます。中でも、この制度が制定された契機と言われている事象がいくつかございます。そのうちの1つが鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山、御谷と呼ばれているところの開発問題であり、また、京都市の双ヶ岡での開発問題でございました。こちらには写真と図面で、鎌倉の御谷騒動の例を掲示させていただいておりますが、ちょうど左の写真でごらんいただく鶴岡八幡宮のまさに裏山のところ、そこに宅地開発の話が持ち上がり、地元でさまざまな反対運動などが起こったということでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、そういった問題意識を経まして、昭和40年12月、自由民主党、日本社会党、民主社会党の3党の議員立法という形で現在の古都保存法が提案、可決され、翌年施行され現在に至っているところでございます。この5ページのところは当時の衆議院で可決されたことを報じる新聞記事でございます。かなり当時は画期的

な制度ということで大きく取り上げられたということでございます。

1枚おめくりいただきます。6ページ、3.古都保存法による定義でございます。

古都保存法では、「古都」という言葉と「歴史的風土」という言葉の定義がなされています。古都は、我が国日本の政治・文化の中心地として歴史上重要な地位を有する市町村、現在は京都市、奈良市、鎌倉市などを初め10市町村が古都に指定なされているところでございます。

また、守るべき対象の歴史的風土につきましては、下に絵がございますが、歴史的な建造物、さらにはその背景となる自然的環境、これらが一体となって日本らしい古都らしさを醸し出している状況、これを歴史的風土と考えて、これをいかに保全をしていくのかということが古都保存法の目的になっております。

7ページが制度の仕組みでございます。

この歴史的風土については、保存のため、まず区域を指定いたします。現在は、国土交通大臣、制度ができた当時は内閣総理大臣が区域の指定をいたします。区域の指定がなされますと、その歴史的風土の保存に支障のある一定の行為につきましては、届出・勧告制といった仕組みによりまして緩やかな保存を図る。

また、区域が指定されますと、国が保存のための計画を策定いたします。そして、その保存の計画に基づいて、特に大事な部分については、都市計画に特別保存地区の決定をいたしまして、これが指定なされますと、建築物の建築や宅地の造成などは厳しく制限がされるという仕組みでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、そのイメージをおつかみいただくために鎌倉の歴史的風土の概念図を掲げさせていただいております。鎌倉はご案内のとおり、12世紀末に源頼朝が鎌倉に幕府を開いて政治の中心として繁栄した都市でございます。現在はこれを旧鎌倉市街というような呼び方もいたしますが、そちらから周囲に見える山なみ、それから周辺に散在いたします古い寺院など、それらの一体的な風土を守っていくというものがこの鎌倉の歴史的風土の特色になっているところでございます。

下の部分、9ページには、古都における歴史的風土の概念図を絵で掲げさせていただいております。いずれについても北、東、西、三方が山で囲まれております。その山のふもとに社寺・仏閣などの歴史的な建造物・文化的資産などがたくさん立地している。それらと自然的環境と一体となる歴史的風土、これらがそれぞれの都市の魅力ある風土を形成しているというふうにとらえ、それらにつきまして、この制度によって保全を図っていこう

というものでございます。

もう一枚お開きいただきまして、10ページ、11ページでございます。

こちらからは小さくて恐縮ですが、それぞれの都市の歴史的風土保存区域の指定の状況と航空写真を掲げさせていただいております。10ページにつきましては、鎌倉市の歴史的風土保存区域。ちょうど左側の図面で少し赤く塗られているところがございます。薄い赤のところは歴史的風土の保存区域、濃いところが特別保存地区ですが、ちょうど旧市街地を取り囲む山なみがすべて歴史的風土保存区域で守られている。右側の写真の中心市街地からの周辺の山なみでございます。

また、下の段は京都市の歴史的風土保存区域の図面でございます。左側の図面ですが、赤い線が保存区域、紫のところが特別保存地区という厳しい制限がかかっているところです。

こちらの写真、上でございますが、御室衣笠区域の中の双ヶ岡特別保存地区でございます。この双ヶ岡の保存地区についても、古都保存法の制定のきっかけになったところでございます。こちらは1331年ごろに吉田兼好がここに居住を構えて『徒然草』の執筆をしたということで有名なところですが、当時、古都法ができる前に所有者であった仁和寺から民間に払い下げられて学校やホテルが建設されるといったような計画が持ち上がり、京都における歴史的な風土を守る代表的な運動が起こったになったところでございます。

下は嵯峨野の特別保存地区、田園景観の美しい地区でございます。

12ページです。12ページは奈良市の歴史的風土の保存区域でございます。

こちらは北と東と西側の山なみがこの制度で守られているという形になっているところでございます。

さて、13ページ、14ページにつきましては、数字で恐縮ですが、今までの決定の状況の面積、地区数をお示ししたものでございます。京都、奈良を初め計10都市について歴史的風土保存区域は合計約2万2000haが指定され、中でも厳しい制限を受ける特別保存地区は約8300ha現在までに指定がなされております。

なお、下段にございます明日香村につきましては、特に全村にわたって重要な歴史的な資産が散在しているということから、村全域が特別保存地区扱いになっております。内容の制限の過多によりまして、第1種と第2種に分かれているところでございます。全村の面積2404haが歴史的風土保存地区という形で指定がなされております。

もう一枚おめくりいただきましてと14ページが、今までに行為の制限、土地の買入れな

どを行った面積でございます。

もともとが、先ほどの鎌倉の例でございましたように、古都における問題は、いずれもが大都市であること、鎌倉初め非常に交通の便がいいということで、宅地開発の圧力が、特に外部の圧力が強いということから、住民の方々というよりは、むしろ外からの開発圧を防ぐために厳しい制限をかけるという仕組みになっております。それがこの許認可件数であらわれておりますが、特に不許可という場合に、その土地の所有者からの申し出に基づきまして、一定の条件を満たした場合には、土地の買取りを行っております。その面積が15年3月31日現在で約497万㎡(497ha)、金額にいたしまして、約775億近くの前算が20年間につき込まれて現在の風土が保たれているということでございます。

また、15ページは明日香村の例でございますが、歴史的風土維持保存のために、土地を買うだけではなくて、観光その他でいらっしゃる方々への利益施設や、あるいは防災上の土砂崩壊防止施設など簡単な施設ではございますが、そういったものに対しても小さな整備を行っているところでございます。

1枚おめくりいただきまして16ページが明日香村でございます。

明日香村は、歴史的風土のイメージ図でお示しさせていただいたとおり、全村にわたりますて、6世紀末から7世紀いっぱい、100年近くにわたりますて、この明日香村の村内で当時のさまざまな宮が営まれたところでございます。そのため明日香につきましては、特に古都保存法の特別措置法という形で別法をつくりまして、歴史的風土の保存が図られているところでございます。この右側の方に写真が載っておりますのが甘樫丘から東の集落を覗いた写真でございますが、ごらんいただきますとおり、1300年前の遺構の上に田園景観が広まり、さらにそこに現在の住民の方々がお住まいになる日本家屋が繋がっている。この全体の風景総体が明日香村の特色ある歴史的風土だと。いわば人文的な景観というものを保全するためにさまざまな施策が講じられているところでございます。

少しスピードを上げさせていただきます。17ページ、8.古都保存法40年たちまして、どういった評価ができるのであろうかということをお示ししたものでございます。

1つは、17ページ、18ページが継続的に古都が指定された都市について5年置きに住民の意識調査をとらせていただいているものです。こちらが少し絵が見つらいのですが、左側の奈良市という円でいきますと、上半分が奈良市の市域全域の方々からのアンケート、

下の半分については、そのうち歴史的風土の保存区域内、一定の制約を受ける方、そちらからのアンケート結果です。

また、小さい円と大きい円がございますが、小さい円が平成11年に当時の総理府で調査したもの、外円が国土交通省で平成16年に調査したもの、以下同じでございます。これを見ますと、わずかな増加ではございますが、これら資産は国家にとっても重要な資産であるということに対して「そう思う」というような住人の方のお答えが増えているところでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、古都法の制度の仕組みの中の端的な部分でございませぬ規制を受けることについての住民意識アンケートでございませぬ。

特徴的なところは、特に右側の京都市における調査のうち、下段のところ、保存区域内で一定の制約を受ける方々の意識の変化でございませぬ。5年前、平成10年の調査では、半数近くの方が、規制を感じたり、「感じることはやむを得ない」と思うという方がいらっしやいましたが、15年の調査では、「感じる」、「やや感じる」から、「感じるがやむを得ないと思う」ということにシフトをしております。こういったように、規制そのものについては、日常生活でも感じることもあるが、それはいたし方ないというような理解が生じているということがわかるかと思ひます。

19ページでございませぬ。

左側につきましては、平成16年6月に内閣府で観光立国に関する特別世論調査が実施された結果でございませぬ。この中で、日本の目で見ても、海外に発信すべきブランドは何かということ上位4つをここに抜き書きをさせていただきますが、1番目、2番目が、まさに古都保存法で取り組んできた内容と同じ趣旨のことが回答されている。これは言いかえれば、古都だけではなく、古都以外の一般の都市でもこういったものを国民の方々は非常に求めていらっしやるといふことが見てとれるものでございませぬ。

また、19ページ右側は、経済的評価について1つ論文を引用させていただいております。これはCVMあるいはコンジョイント分析と呼ばれる手法を用いまして、平成10年度に京都市の保存事業、用地の買収、施設の整備、管理、これらの3つの合計値が約11億円であるということに基づいて、分析の結果、年間約13億円程度、実際には純利益が出ているというものではないかという結果でございませぬ。

また、1枚おめくりいただきまして20ページ、21ページでございませぬ。

古都保存法は、昭和41年にできた取組みの枠組みでございませぬが、政策上の手法とし

て見ますと、その後にできました首都圏近郊緑地保全法や、また都市緑地保全法という全国の一般制度にそのまま適用がなされているところがございます。都市緑地保全法については、昨年の改正により、現在、都市緑地法となっておりますが、この改正で届出制の地域と許可制の地域というダブルの構造になりまして、現在、古都保存法と同様の枠組みが日本国内どこでも使えるような状況になっているところがございます。

また、下段の21ページは世界遺産の関係でございます。

古都の関連で世界遺産は法隆寺地域の仏教建造物、京都の文化財、奈良の文化財の3つが登録されております。今、こちらに掲げさせていただいている図面は、古都奈良の文化財でございます。左側は奈良市のホームページから引用させていただきました古都奈良の文化財の世界遺産の登録の範囲でございます。

世界遺産は一番下段にございますが、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」という国際条約に基づいて登録されているわけですが、実際のその登録に当たって、歴史的資産を守るのはそれぞれの国の国内法で担保するということになっております。この絵で申しますと、薄く紫色になっているところが登録された資産、その周辺の少しピンクがかかったところと黄色いところについては、この登録資産を保護するため周囲に設ける利用制限区域を設置するということになっております。この利用制限区域を右側の図でごらんいただきますと、そのほとんどが奈良市に指定されました歴史的風土の保存区域、同じく特別保存地区、また都市計画に定めた風致地区、これらで担保されている。いわばこの世界遺産の登録に当たっても、古都の範囲については、古都法の取組みがしっかりと評価され、こちらに引用されたということが言えようかと思います。

さて、長々恐縮でございましたが最後に22ページ、23ページが、今回の小委員会の議論につながる部分でございます。

22ページ「9. 今後の古都における歴史的風土の保存のあり方」については、平成10年にこの審議会の前身であります歴史的風土審議会から意見具申をちょうだいしております。左側に2.とありますところが当時の保存をめぐる現状と課題、右側に3.とありますところが当時の審議会から、今後の古都保存行政に求められる視点を4ついただいているところがございます。

そのうちの冒頭の1つが、古都保存行政、これだけしっかりとやっているものがあるのだから、その理念、枠組みをしっかりと全国に展開するようなことを考えるべしというのが1つ。

また、それ以外にもさまざまな指摘がございましたが、総じて開発から守る段階から、そろそろ管理の視点も含めて、まちづくりにどう活かすかということを検討すべしというような意見具申をいただいたところでございます。

そのため、最後23ページでございます。それらのいろいろな審議会の意見具申や、平成15年にいただきました諮問などを受け、現在、平成15年には新たな古都として大津市が追加されたこと。あるいは歴史的風土の中に、特に自然的環境を守るために樹木の伐採規定などがございますが、これにつきましても、京都市の林業その他を阻害しないようにということで、政令でございますが、伐採規定につきましても少し地域の状況に応じた数値基準などを設定させていただいたところでございます。

また、この間、平成10年から7年間の間ではありますが、社会情勢の変化などによりまして、国の方でも平成15年に観光立国の行動計画などを立て、また我が方におきましても、景観緑三法というものを制定させていただきまして、また、あわせてそれに応じた助成の仕組みなども含め、現在取組みを進めているところでございます。

こんなことから、古都だけでなく歴史的な資産・風土を活かした「まちづくり」にどう展開するかということが今回の小委員会のテーマとして浮かび上がってきたところのご説明でございます。

次に資料6-2をごらんください。「古都保存行政の理念」、非常にかたい言葉でございます。一体それは何なのかということをごちらにまとめさせていただいたものでございます。

1ページお開きいただきますと、まずは原点に立ち戻り、法律が制定されたときにはどういう目的でこの制度ができたのかを拾ってみたものでございます。上段は古都保存法が国会にかけられたときの参議院への提案理由説明から抜き書きをさせていただいたものでございます。当時の提案理由者、田中伊三次議員の発言の一部を抜き書きさせていただきました。

この下段にございますとおり、目的は2つあると。1つは大切な古都の文化・伝統を保全して後世に伝承すべき共通の義務・責務があるということ。そして、それらは、国民の国土愛の増進や文化の向上発展に寄与すると、そういう目的があるのだということが述べられており、それがこの下段のところ、古都保存法の目的、第1条でございますが、そのまま反映されているというものでございます。

これは文字が多いので簡単にまとめたものが次の2ページ目、古都保存法に基づく取組

みという形でまとめさせていただきました。古都法の成り立ちの理念は、そこに端的にございますとおり、古都における歴史的風土を国民的資産として保存、継承し、国土愛の高揚と文化の向上発展に寄与するということをございます。

また、古都保存法の理念、これだけではわかりにくいものですから、実際にそれが行政の政策手法としてどういった特色を持っていたのかということ事務局で3点にまとめさせていただきます。

1番目は、対象都市を限定したこと。京都、鎌倉、奈良など限定10都市に限り国が強力な施策を打ったということ。

2番目に、何が保存の対象なのだろうか。このときには、当時の時代背景、社会背景を受け、戦後の高度経済成長期の前半さまざまな開発圧力がそれらの古都の風土を阻害していたという問題意識から、守るべき対象は「歴史的風土」である。その歴史的風土とは歴史的な建造物や遺跡と一体となる自然的環境、それらの総体の風土が守るべき対象だということを確認したということ。

3番目に、それを実施するために、実際それらの活動が行われる民有地についてどう実効性の高い担保手法がとれるのか。それが強い行為制限の手法であり、また、土地の買入れの仕組みであり、国の高い補助率でありといった仕組みであったというように取りまとめることができるかと思えます。

お手元の資料の3ページをございます。この小委員会の名称の頭になりましたのは、平成10年の意見具申中の言葉から引用させていただいております。平成10年の審議会の議論を概念的にまとめさせていただいたのがこの資料をございます。

まず大前提として、古都、これは左側半分をございますが、古都における歴史的風土というのは我が国固有の文化的資産であり、国民的な資産であるという位置づけがなされているのが現在の古都法の基本スタンスになっています。また、古都でくらせていただいた紫色の部分、歴史的・文化的資産というものを別書きにさせていただいておりますが、歴史的・文化的という方が資産と一体となる自然的環境の総体が歴史的風土の定義でございますので、町中そのほかを見ますと、古都の中には単体としての歴史的・文化的資産というものがほかにもまだまだたくさんあるというような概念整理になります。

このときの審議会の意見具申が右側の部分をございます。古都限定10都市以外の都市にあっても、歴史的・文化的資産や歴史的な風土が日本国内にたくさん残っているだろう。これらについても古都同様に国民共有の資産として保存、継承を図るべきではないのかと

というのが当時の審議会からの意見具申でちょうどした内容でございました。

最後のページ、1枚おめくりいただきまして4ページに意見具申の関連する部分について抜粋をさせていただいております。

冒頭、局長からもあいさつ申し上げましたとおり、この審議会意見具申においても、この下段の「おわりに」の中段以降のところですが、古都における歴史的風土をしっかりと残していくことが美しい日本の国土を守っていくということがうたわれているところでございます。

なお、この意見具申の全文につきましては、お手元の参考資料に原文そのものを掲示させていただいておりますので、あわせて後ほどごらんいただければと思います。

さて、資料6-3でございます。

今回は、この後、ご自由にいろいろとご意見をちょうだいするときのご参考として、資料6-3と、後ろに参考資料1という冊子、「歴史的・文化的資産を有する都市（概要）について」というものをご用意させていただいております。

資料6-2でお話申し上げましたことは、古都と同じく一般の都市においても歴史的・文化的な資産を国民共有の財産として保存、継承するまちづくりを進めるべき、といったあまりにも漠然とした内容でございました。そのため少し議論の参考にとということで、まず参考資料1でございますが、日本には歴史的・文化的な資産を有する都市といったものは一体どんな都市があるのかということをいろいろに拾い上げたものでございます。なかなか日本も都市が多数ございますので、これですべてが網羅されているわけではございませんが、中をごらんいただくと、少し状況がわかるかと思えます。また、あわせて少し視覚的に見ていただきたいということもございまして、お手元の資料、パンフレット類などが4袋用意されております。それぞれの資料をごらんいただければと思います。

そして、それらを斜めにしながらごらんいただきたい資料が資料6-3になってございます。資料6-3はA3の大きさをカラー刷りで横長のものがございます。折りたたんだ形になっておりますので、開いてごらんいただければと思います。

こちらの資料は、歴史的・文化的な資産を有する都市等、それらを対象とする法律などの仕組みがどういう関係にあるかというものを概念的に取りまとめさせていただいたものでございます。非常に大ざっぱに表形式にまとめさせていただいております。こういった形で事務局の方でもまとめながら気がついた点というのでしょうか、ご説明申し上げたい点は3つございます。

まず、これでまいりますと、簡単に年表の方からいきますと、上の方、時代区分の奈良とあるところ、7世紀が飛鳥地方でいろいろな古都、まさに明日香法が対象とする明日香村内にありますさまざまなお宮が建設された時代でございます。

その後、藤原京を経て奈良に都が移り、その後、京都に都が移り、幕藩体制を経て現在に至るという時代の流れになりまして、まず、これらの成立時期が明確な都市を守る仕組みとして一体何があるかというものが1つでございます。上の方にございます「古都保存法が対象とする都市の成立時期」とございますが、まず都市単位で歴史的な風土や資産を守ろうという仕組みは現在の古都保存法が用意されております。それと古都法の特別法でございます明日香法もこれに相当いたします。

それから、中段の右側の方でございますが、近世における都市の形成のうち、現在におけるすぐれた街なみを保存する仕組みとして文化財保護法と都市計画法に規定がございます伝統的建造物の保存地区という仕組みがございます。これらの都市の成立時期は15世紀、16世紀ごろからというようなまとめ方ができようと思います。

さらには、こういった集合体ではなく、個々の歴史的な資産をしっかりと守っていく仕組みが一番下段にございます文化財保護法やその他のさまざまな仕組みで守っていく仕組みというものもございます。このように1番目は法律制度が対象とするものが都市単位なのか、街なみ単位なのか、あるいは個別の資産単位なのかというような仕組みがあるというのが1つです。

それから、この表で読み取れる2番目は現在に伝わる歴史的な街なみ、特に市街地の中にあります歴史的な街なみというのがいつごろの成立時期なのだろうかということがこれでわかりやすく示されているかと思います。古都以外の歴史的な都市は、こちらの図のとおり、ここ400年ぐらいがどうも形成時期になっていると。図面ですと、このオレンジで塗ったところの矢印が右に向いております。戦国時代ごろから、領主の一元支配や商業者の経済力によって都市の建設が行われた時代。また、その後まいりますと明治維新後ですが、近代の国家体制によって都市が建設された時代と大きくはこの2つになるかと思われま。特に歴史的建造物群保存地区の対象となっておりますのが、前者の方の都市の建設の形がそのまま現在に伝わっているということから指定の対象になっているという部分でございます。

それから、この表で読み取れる3番目でございますが、時間の概念でございます。古都法は、都市の成立時期は濃いピンク色なのですが、実際には右側に、点線の矢印で示させ

ていただいたとおり、歴史的・文化的な資産というのは、この時期のものが固定されているわけではなく、その後、政治・文化の中心であった時代から現在に至るまで住民の生活が営まれて引き継がれ、さらに風土が積み重なって醸成され、今の姿があるというところでございます。典型例はこの2段目の矢印の明日香村でございます。明日香法が対象とする都市の成立時期というのはもう1300年も前の話ですが、それらほとんどが今土の中にあるところでございます。そのうちの一部、古墳やいろいろな資産が地上に露出し、当時の風景を偲ぶわけですが、それに加えて日本人の郷愁を誘う田園風景が広がり、さらにそこに近代の日本家屋がつながる、まさに総体が明日香村の歴史的風土であるということでございます。

同じことが伝統的建造物の保存地区についてもいえようかと思います。成立時期そのものが400年前であったとしても、その後に現在伝わる建物が脈々と補修がなされ、あるいは建て替えがなされ、各時代の建物がまさに一体的に共存する形で現在のすばらしい街なみが形成されているというようなことであると思います。

また、残り、資料6-4、6-5の方につきましては、ご議論のご参考にとということで、6-4については、古都保存を初めといたします歴史的・自然的環境の保全に關します制度の概要で、特に土地利用規制に關連するものについて取りまとめをさせていただいたもの。

資料6-5については、景観整備という観点から、どんな事業の仕組みが今そろっているのかということ、たくさんあるのですが、その中から一部抜き書きをさせていただいて表形式で取りまとめさせていただいたところでございます。

また、議論の参考ということで、先ほど冒頭ご紹介申し上げましたとおり、きょうご出席いただいていますE委員の萩市を初め、いくつかパンフレットをご用意させていただいております。適宜こちらの方をごらんいただければと思います。

委員長 ありがとうございます。ほぼ、予定の時間どおりでございますので、これから3時半まで小委員会が予定されていますので、1時間半でございますので、しかも第1回目ですので、どなたの委員からもご自由にご意見、ご発言、また、いろんな実際の活動をさまざまお持ちの方の委員ばかりですので、そこら辺、いろいろ順不同ということにしたいと思っておりますので、自由闊達にご意見ちょうだいできればと思います。どなたからでも結構ですので、一応手を挙げていただいてご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

B委員 今、この資料を拝見しましての感想なんですけれども、非常によくできている資料だと感心いたしました。私は京都府で文化財の建造物を修理した経験が10年ほどあり、文化庁で17年、その後、東京芸大文化財保存学教授というような仕事をやってきました。今、京都にありますけれども、世界遺産を文化庁で担当しましたときに、世界遺産のバッファゾーン設定に関した際に、非常に古都法にお世話になったと強く意識しております。

世界遺産で、日本の文化をどのように世界に理解していただくかという視点で対象を選ぼうということで、最初にユネスコに出す暫定目録の10カ所を選んだプロセスがございました。そのときに日本というのはどういう国かと考えました。歴史的にみると大和政権が支配していたエリアを中心に、北と南に北海道のアイヌと琉球というエリアがあります。そこは16世紀に鉄砲が日本に入ってきた後に最終的に日本の支配下に入ってくるわけですが、その少数民族といいましょうか、そういう文化も大切な日本の文化の一部なのだということを日本は外にきちんとアピールすべきだと考えました。特に、対中国との関係等を考えまして、琉球王国の文化遺産は正確に出そうと考えたわけです。ただ、アイヌは出そうと思っても、不動産文化遺産分野で国指定文化財があまりなくて出せなかったのです。そういう観点で言いますと、世界遺産になる場所を選ぶということ一種の文化戦略をもって、日本の代表的な場所を選ぶ作業といえましょう。

今、ここでは古都とは何かということをもう一回、問い直そう、概念を広げて考えようということかと思いますが、どういう文化戦略の観点からいくか、というのが重要という気がいたしました。

もう一つは、私自身は京都にありますけれども、文化遺産の防災ということを考えております。京都が世界遺産になった2週間後か3週間後の1995年1月17日に神戸で阪神大震災が起きました。ユネスコからすぐに問い合わせが来て、京都、法隆寺、姫路の世界遺産は、どうなったかをすぐ報告せよとなりました。今、京都あるいは奈良とか金沢で直下型地震で神戸のように襲われた場合に、生き残れる文化財というのは何なのかということを考えざるを得ない状況がございます。木造の都市が文化遺産の周囲にありますから、神戸のように消防車が来ないで半日間燃え続ける中で、持ちこたえられるような文化遺産の防災対策をとらなければいけないわけです。現に京都の場合、世界遺産になっている場所は、木造の連たんする都市の外側にあるのですね。ヨーロッパが石の都市で中心部分に古いものが堆積するのに対して、木造の都市の文化というのは真ん中が空っぽになってく

る。最も新しい時代がそこに生まれると。古いものは周辺にしか存在しないわけです。京都もそのような構造を確かに持っております。そういう観点で言うと、古都保存法というのは非常に大事で、防災上の機能というのも持っているということを考えておく必要があると思っています。

委員長 ありがとうございます。

ただいま大きく2つご指摘、ご意見あったと思うのですが、1つはB委員さん、文化庁のお仕事されておりましたので、文化戦略という、つまり国の審議会ですから、国家の意思として政策的に何を考えていくのだというご指摘だったと思います。その中で、特に琉球のこともご指摘ありましたので、もし事務局から、今、何かご発言があれば。

それともう一点は防災の問題ですね。今後、いろいろ議論していく、また適宜必要に応じて資料も補充してほしいと思いますが、今の段階で特に何かご発言ございますか。今の2点ですね。

事務局 1点目の文化戦略についてはまさにご指摘のとおりかと思えます。古都法自身が、先ほどの資料でも出てまいりましたとおり、国会も含めて国民総意の形ですんなり通り、国民的資産と位置づけられたのが現在の10都市なのだろうと思えます。また、現在は当時と状況が異なってきていると。一つは、開発圧力は随分減ってきているということ、古都以外の都市でも大事ではないかということが40年たって非常に盛んになってきているのだろうと思えます。その辺に対して、国がどこまでかかわれるかということも含めて、いろいろとお知恵をいただければというのが前半でございます。

それから、後半の防災上の機能の点でございます。防災上の観点については、確かにこれからの重要な視点なのかなと理解しております。古都法の仕組みそのものは開発から守るということに重点を置いた仕組みになっております。一方でいろいろな関連施設をつくる中で、土砂流出防護施設だとか、防火施設もできるような形になっておりますが、本当にそれで今のようなお話の場合、足りるのか。あるいはほかにもっと加えるべき防災上の観点はないのかというものも課題だろうと認識しております。

委員長 ありがとうございます。続きまして、D委員お願いします。

D委員 日本は地震の多い国ではあるのですが、でも地震より怖いものは国土交通省さんの決まりだと思えます。やはり地震が万が一来るか、来ないのかはわからないのですが、役所の決まりがあまりにも厳しいために、それだけで壊されてしまう文化がどれだけあるでしょうと思えます。我々の酒蔵の手直しのときでも、まだ国土交通省さんでなくて

建設省のときだったのですが、随分と闘ってかなり負けてしまいましたが、街なみも本来なら保存あるべき姿。結局一度やってしまえば、同じものをやってはいけないということになるので、結局大都市であろうが、小さい村や町であろうが、高層ビルであろうが、1階建て、2階建て、例えば隣に何もなくても同じ規制を受けなければならないということが非常に手を結ばれてしまう状況にあります。材料は本来なら、例えばスギとか、そういったものが難燃材の天然物なら、特別のものだけは許されるけど、より丈夫な木、例えばナラ材とかほかのものでも、試験されてないので使おうと思うと結局使えない状況になったり、そのところで1カ所だけが国が認定されている試験できる、何年か先まで待たなければわからない。いくらお金かけてできるかわからない。

アスベストが今大問題になっているのですが、そうした問題がアメリカで30年前、40年前にはもう明らかになっていたのが、なぜ今さら日本がそのことで騒がなければいけないことなのかわからないのですが、逆に言えば、ほかに本来なら日本は安全に使っている材料は使えない状況。決まりがほかの国に当たり前に許可されて、試験されていることは、ほかの国はほかの国、日本は日本だから日本のルールに従わないと何にもできませんということがお役所の言うことですから、そうしたところが、結局一生懸命いい判断をしようとしている、あるいは法律に基づいてやろうとしているかもしれないけど、実際どんな本使っているかという、1965年にできた法律の本の、若干手直しがあるかもしれないのですが、ほぼこの保存法ができたころにできた法律であるので、せっかく同じ機関であるので、これを1つのきっかけとしてももう少し見直しできたらいいなというふうに思います。

特に日本の材料、土、壁とか、あるいは古い屋根とか瓦などが、実際一度消えてしまったら、それはかわりのものはできるのでしょうか。今、結局煙を出してはいけないから、なかなか瓦を焼きたいと思ってもほかの古い伝統・文化にも影響されていることでもあるのですが、そうした手を結ばれたままで頑張ってくださいということと言っても、もう少し自由化しておかないと、実際できる状況ではないというふうに思います。

だから、よく震災があると、瓦の屋根のところは全部つぶされたとか、みんなヒステリーになっている人がいるのですが、どうやって本当にそういう古いものを補強する場合、安全に守られるのか。だから、瓦がいけないのではなく、例えば柱がちゃんと補強されてなかったとか、ほかの問題があるというふうに思いますので、それはぜひそれを考えていただきたいと思います。

京都の地図見ると、歴史的な風土のところの特別保存地区は、なるほど結局町の中ではなく、その周りだったから、結局京都を訪ねると、京都はどこへ行ってしまったのかと思ってしまうことがあるので、かわりにぼつんぼつんになった都市でも、真ん中のところが少しずつ大切になっていけるような形を考えていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。ただいま主に2点ご指摘あったと思うのですが、1つは、木造建築そのものの扱いですね。従来、どうしても防火ということのみをしていたわけですが、肝心かなめの歴史的風土を構成する重要な要素ですね。古都以外の地も含めて、それをどうするんですかというかなり厳しいご指摘だと思いますが、多分Dさんご自身の実践を踏まえての話だと思いますので、今の事務局から答えにくい部分あるかと思いますが、きょうは幅広というご指摘でしたので、答えられる範囲で事務局から、もし今のご指摘に対して何かご意見があればお答えいただきたいと思います。

それからもう一つは、これは実は古都法の枠組みと非常に関係ございまして、もともと高度成長期の急激な宅地開発に対してそれを保存するということから始まったと。これは先ほどから事務局から何度もご説明ありましたが、古都保存法の仕組みから言いますと、実は市街地については古都保存法の対象ではなかったんですね。ですから、それをどうしていくのかというのを今後の古都保存行政の全国展開も一方でありながら、一方では、古都に指定されている都市そのものについても、市街地についてどうするのかというのを恐らく課題であるのかなと、そういう意味のご指摘と私なりに理解しましたが、何か事務局から今お答えできるところがあれば。

事務局 Dさんのおっしゃること賛成です。ただ一言賛成です。おっしゃるとおりです。日本人の持っている本当に豊かな文化だとか、そういうものをどんどん切り捨ててきたことは事実です。そういうものを守っていくことは絶対必要です。

景観法等の昨年法律が昨年できました。景観法等ではそういう本当にいいものについては建築基準法を厳しくやるところ、規制を厳しくかけるところもあるけれども、そういう木造3階建てとか、そういういいものは残していくと。そのためには法律も少し緩和していくというようなこともやっていこうということでやっているわけですし、おっしゃっていることはそのとおりだと思います。高度経済成長期にぎりぎりの日本が、都市がどんどん膨張する中で、法律をつくったり、いろんなことで厳しい規制をかけていたことは事実ですけれども、これからは冒頭申しましたけれども、人口も大都市に対する圧力も減ってきたわけですし、経済的にも安定してきたわけですので、今おっしゃったような原点に立

ち返って行政も考えていく必要があるかと思います。

委員長 ありがとうございます。

議事録に事務局のご発言ということで載りますので、大変心強い。

F委員 皆さんからお話が出ているポイントで、古都保存法は市街地にはかかわらなかったということで、世界遺産というのが、また、それと関連しつつ出てきて、京都、奈良もなっているけれども、それは市街地は含んでないということで、世界の中で世界遺産に登録されている古い町いっぱいあるわけですけど、ほとんど全部人が住んでいるところをカバーしているわけですね。イタリアやフランスやドイツやイスラム圏もみんなそうだし、中国もそうですね。日本は非常に難しいという状況は非常によくわかりますけれども、最初からちょっとあきらめていて、京都の中心部などは保存の対象になってない。周辺のお寺や庭園や、いわゆる歴史的風土のところなんですけれども、今、鎌倉とか鞆とか尾道の人たちが熱心に、町も含めてだと思のですが、世界遺産にしようというので努力をしていて、ようやくそういうチャレンジが始まったかなというふうに思うのですが、今度この委員会では、古都保存法の精神をもっと広げていこうということになりまして、そのときに、さっきB委員からも、どういう戦略で、どういう価値判断で、国としてということがありましたけど、古都保存法の場合は国のイメージとか、価値をとということでしょうけれども、当然ながら広げていく場合には地域住民とか、町の人たちから見た価値ということが相当有力になるはずで、そう見たときには非常に価値の体系が多様で深くなっていくわけですね。

そうすると選ばれていく、価値づけられる対象も非常に広がってくるだろう。むしろ広げていってほしいと思うわけですけど、よく言われることですが、日本でどんどん開発が進んで古い町がなくなっているように見えるけれども、歴史的町並み、古い都市として認識される都市の数はどんどん増えているわけですね。これは逆説的なわけで、消えていくかと思う。だけど、実はそうやって認識され、みんなが残したいと思う町の数が増えているという状況があって、どこへ行ってもいい町が発見されるわけです。発見というのは変で、地元の人たちが気がついてない。我々むしろ外から行くと、ああ、すごいなというのがいっぱいあつたりするわけです。

つい最近でも福島県の桑折（コオリ）という町でまちおこし活動が始まったのでお手伝いに行ったんですけど、よく残っているんですね。だけど、全国規模ではだれも知らない。地元の人たちもその価値がわからない。そのたぐいのものはどこでもあるわけで、そ

うものもいずれは、そういうこういう運動の中に取り込んでいくべきだろうと思うんです。

何よりも日本では都市計画と、こういう古い町を大切にするというアクションとか活動がどうもしっかり結びついてないわけで、当然海外の多くの国ではマスタープランの中に歴史的なゾーンというのがちゃんと線が引かれて、何とかしると、そういうことになっているわけですが、日本では、例えば東京には風致地区というのはあるでしょうけど、歴史的建物や環境が受け継がれ、個性づけているのもいっぱいあるのに、マスタープランの中にそんなものないわけですね。区の計画の中に任せますというような感じはあるかもしれないけど、私、杉並にいますのですが、いいところいっぱいあるのですが、全然ないですね。ほとんどそういう制度の中にのっけていながら、それを守ったり、育てたりしていけるという枠組みが全くない。というわけで、考えるべき要素はすごくあるわけです。

それから、さっきご説明の中で、私非常にいいなと思って伺っていたことで、例えば古都保存で、網がかかっているところでも、その後の歩みでどんどんいろんなものが加わっていったり、田園風景、今の市街地、重なりの中で評価、とらえる必要があるというお話で、まさに歴史が重なって行って、その中に綿々と続いている歴史性とか、あるいは古いものが現代の中に生きることが非常に価値があると、その視点は非常に重要で、この間もイタリアの古い南の港町いくつか調べてきたのですが、中世の町並みが見えているわけですが、その下に眠っている古代、紀元前4世紀とか、そういうものをどんどん掘り起こして訪ねるようにできたり、遺跡として見せていたり、歴史の重なりを、だからヨーロッパでも中世の都市がイメージするんだけど、もっとその街の豊かさを見せるために古代とかもっと古く掘って行って現代まで重ねて見せていくという、これは日本でも当然できるわけですね。

ところが、例えば遺跡が東京都内でも近世、江戸の遺跡がいっぱい出てきているわけですが、全部つぶしちゃったり、隠しちゃったりして地上に見える形で残しているものはほとんどゼロなわけですね。大阪が一部それをやっているのですが、だから歴史の重なりが見えるように環境をつくって行って、単なる一面的な景観の整備とかというのではない、もっと深い歴史性を都市の中につくっていくという、そういう考え方が非常に必要ではないかなという気がいたします。

委員長 ありがとうございます。すべて委員の発言と事務局というやり方するのはあまりよくないと思いますので、今ご指摘3点あったと思います。ただ、その中の2点目は、実は都市計画の中の法制度に、確かに風致地区とか今回景観地区もあるのですが、歴史的

な都市を評価する形のゾーニングはやっぱり欠けているのかなというご指摘は、事務局として受けとめていただきたいと思います。私自身もまさに同感でございました。また、資料のお褒めの言葉もありましたが、ぜひ次回以降、また頑張ってくださいと思うのですが、今のF委員のご発言を受けながらの発言でも結構ですし、また、別の視点でも結構ですが、いかがでございましょうか。

G委員 今のF先生に全く賛成の部分が多いですけども、1つは、都市の保存をされるときに、その中に生活があるということをしっかり押さえて、逆に生活がなくなって、ただの遺跡になってしまったのでは都市は保存できないわけですから、生活に対するバリアがあまりに高いというふうなことをやれば、建物はきれいに残ったけど、中はだれもおらぬことになってしまったということになっていけませんので、そのところで、中に生活をしている人に対するバリアはなるべく低くして、ただ、物すごい変なことが起こっていますのは、その中はきれいなだけけれども、一歩外に出たらそこは非常に環境が悪いとか、そういうようなことがありますので、そういう周辺をなるべくきれいに保ってあげると。そのきれいな中身が、今は景観で言っていますけれども、景観だけではなくて、例えば音の問題とか、あるいは行為の問題、環境が悪いと言っていいのかわからないですけども、どういうことがこの周辺ではちょっと遠慮しましょうよということなのかを考えていただくのが必要だと思うんです。

そういう意味で、保存と生活との共存みたいなことがかなり大事だと思うんです。それがさっきのDさんのお話にもかかわってくるのですけれども、例えば生活をするためには古民家の再生というのをやると。やりますよね。これをやるときに、なかなか法律の網をくぐっているのとやっていかないと物すごく難しいということもありますし、保存のためのいろんな助成にしましても、私らから見たらかなわんなというふうな、例えばオリジナルの瓦をふき替えるとしたら、もともとの瓦の中の何%以上使えとか、そういうふうな指導が来ることがあるんです。そんなアホなことできるはずないので、瓦というのも消耗品ですから、替えるときには全部替えないと、一部だけ替えてはいかん。ましてや木なんかの場合には、300年前に伐った木と3年前に伐った木を継いだらいい建物できるはずないですから、そういうふうなこともいろいろ考えながら、うまく中の人の生活と新しい行動と保存等をつなげることを考えていただきたいと思いますと思うんですけども、そのことについて1つ申し上げますと、行政が、地方行政、特にそうなんですけれども、権力的な部門とNPO的な部門がありますよね。

古都保存については、中の住民に対してはなるべくNPO的に振る舞っていただきたい。周囲の攻めて来る人に対してはなるべく権力的に振る舞っていただいていいと思うんですけども、というのはどういうことかといいますと、中にいる人は物すごく悩んでいるわけですよ。例えば、さっきの保存ということと、例えばユニバーサルデザイン化したい。うちのおばあちゃんは足悪い、どないしましょうか、といったときに、これ2つはなかなか両立しませんよね。そういうときに、こういう知恵があるよ、あるいはこういうことを考えたらできるよ、というふうな知恵を出していただけるような、そういうサービス機能を行政にもぜひお願いをしたい。

そういう意味では、なるべくNPO的行政として、住民に対していろいろと配慮していただくという、そういうイメージが出てきたら、さっきから話になっていますような、中心市街地が、うちはこんなの指定されるのは嫌だというふうなこともだんだんなくなってくるのではないかと思います。

もう一つ、質問なんですけれども、今まで古都はここであると。古都の中で守るべきものはこれであるということを決めてこられたと思うのですが、これはどういう仕組みで決めてこられたのでしょうかというのが、きょうの問題提起の中の一つ最後にあった役割分担にもかかわってくるのですけれども、なるべく地元の当事者の意見を入れて決めていただくというのが大事だと思いますので、今まではどういう決め方をされていたのでしょうかということをお教えいただければと思います。

委員長 ありがとうございます。これは事務局に多少振らないといけない部分がありますので、1点、前半部分のご指摘は、実は明日香地域に限っては、今まで地域に住んでいる方の生活へのサポートというのは随分してきました。全村が規制がかかっているという唯一の地域だったものですから、ただし、今のご指摘は、古都のほかの古都、あるいは文化財行政含めて伝建地区、伝建地区も実は都市計画と文化財とセットで共通でやっている仕事ですので……

G委員 真っ只中に住んでいますので。

委員長 その生活面の部分のご指摘だったと思います。もし、これについて、何かご発言あるようでしたらお願いしたいと思います。

あわせてもう一点は質問ですので、ぜひ、古都保存の指定の仕組みについてのご質問ありましたので、あわせてのご回答でも結構ですし、後者のみでも結構ですが、どなたかお願いします。

事務局 1点目のご指摘、保存と生活の共存が大切である。まさにそのとおりということをご認識をしております。今、委員長からありましたとおり、明日香村がその仕組みになっております。人口わずか7,000人ぐらいのところなのですが、明日香の風景の一番の価値は、昔を偲ばせる古墳や、なだらかな丘陵、そこに稲穂たなびく田園景観、これが一番の明日香の価値であるというふうに言われております。それが現在は高齢化であったり、農業従事者が減っていくという中であって、単に規制だけではなく、住民の方の生活がどう健全に維持できるのか、これが明日香村の一番の保存上の主眼になっているというところで、いろいろと村、県も含めて検討をずっと続けているという状況でございます。

それから、後半の今までの古都がどういう形で決められたのかというところでございます。これは昭和41年の話なので、私も当時のいろいろな資料から調べるしかなかったのですが、もともと世論・マスコミも含めて、京都、奈良、鎌倉、ここについては何が何でも守るべきだという議論がございました。

さらに奈良は奈良市だけでなく、奈良盆地周辺、おへその下の部分が明日香村になるのですが、その間の桜井市、橿原市、天理市、斑鳩町といったところが大切なのだらうというところまでは割とすっきりときました。

あと、具体的にどこをどう守るべきか、どこのエリアに指定すべきかということについては、当時のまさに歴史的風土審議会に、歴史、住民生活、さまざまな観点から、当時の第一人者のご専門の方にお集まりいただいて、そこでご討議をいただき、もちろん当時のそれぞれの県からもご助言をいただきながら、具体的にエリアを決めていったということになっております。現在もこの審議会だけは幹事という形で、各省、関連省庁、関連する古都の地方公共団体の知事には委員の形でと思うのですが、ご就任いただいているのは、そういう観点でして、古都の場合にはそのような形で決められていたということでございます。

G委員 1つだけ短いコメントです。特に今の最後の点につきましては、さっきの資料の中のアンケートで、京都の人たちが十何年たってみたら、うるさくてかなわんけれども、やむを得ないと思って辛抱しますわ、と言っています、という部分がありましたですね。そういう気持ちになってもらうのは物すごく大事だと思いますので、そういうふうに、僕らもがまんせなしようがないんやね、というふうな気持ちになってもらうためには、地元の人が、わしらが決めたもんや、という気持ちになってもらうことが大事だと思いますので、そういう意味でも地元の参画というのを、偉い先生方だけではなくて、参画というの

をぜひ最初からお考えいただいた方がいいと思います。

委員長 ありがとうございます。

これは、私、委員長からのお願いですが、この審議会は非常に特殊な審議会で、他の省庁の方も幹事で入られております。多分この審議会だけだと思うのですが、もともとの発足の由来から、国民共有の資産をいかに守るかという中で、関係省庁の方が入っています。特に伝建地区につきまして、これは都市計画と文化財行政共通でやっておりますので、そこら辺が生活面のとか、今のご指摘の部分、少し文化庁の方にもいろいろご相談いただいて、もしこの小委員会の中で、何らかまたご発言なり、資料提供なり、あるいは、こういう発言の中でご検討いただくということがもしあるようでしたら、それをぜひお伝えいただければと。一応幹事で入られておりますので、これはお願いでございます。

それから、私から補足するのも変ですが、大津につきましては、地方分権の時代が起きた後の一番新しい古都指定ですので、地元からの要請があった上で古都指定をしていったという経緯がありまして、かなりきめ細かく指定の手続となっております。その裏返しで言いますと、実は過去、古都指定の議論対象となった都市で宇治と太宰府がありますが、地元の盛り上がりは全くございません。ただ、実は地元住民は知らない可能性があるんです。

私の理解では地元の自治体から盛り上がりは全くないと。ただ、地元の住民の方は多分そういう議論もされた地域だということさえ、ひょっとしたら知らないのかもしれないね。宇治は今マンション問題とか随分起きているのですが、その経緯を、最近ずっと私インターネットと新聞で見ていると、古都対象になっている経緯があるというのはだれも知らないのではないかという気がいたします。平等院の後ろにマンションが建つんですね。さんざん問題になっているのですが、ちょっと勝手な委員長の差し出がましい議論でありました。

ほかの委員の方々、E委員、お願いします。

E委員 先ほどF先生が、欧州の都市と日本の都市を比較をされて、要は日本の古都、この鎌倉、奈良、京都は、町全体の構造は確かに戦災を受けてないし、戦後の開発もある意味では中心地ではなかったものだから、ある程度のものは残っていますが、どちらかという、社寺仏閣を核としてというふうな印象を非常に強く持っています。日本の街なみといいますが、いわゆるそういったものが残っているのは、概して言えば実はみんな明治以降の行政、中心から外れたところや戦後の経済開発の対象外になった、どちらかと言うと過疎地域に多く残っているわけです。

今、お話がありました伝建地区は、今は交通の要衝からはずれてしまった宿場町や、今でいうと、県庁所在地にならない旧城下町の武家屋敷、あるいは主要港湾からはずれてしまった港町、どちらかと言えば過疎の地域に多い。

私どもの町も、実はこれは400年のわずかな歴史でありますけれども、江戸時代の建物が残った。これは震災にも遭わないし、火災にも遭わないし、それから、戦時中には空襲にも遭わない。戦後の開発にも全く遭わなかった。要するに過疎の町なんですね。だから、実は江戸時代のものがそのまま残ったという。しかも、またこれはいろいろ偶然が重なっている。武家屋敷群の地域には、土塀があって、本来であれば屋敷が残るのでありますが、屋敷も解いて果樹園とし夏みかんの栽培をはじめた。これは柑橘の本格的栽培の元祖なんですね。夏みかんというのは明治の初年に土族を救済する殖産事業として非常に風に弱いものだから、土塀に囲まれているとすくすく育つ。だから、土壁の中は果樹園となった。だから武家屋敷の街なみがそのまま残ったんですね。昔の地図のままに残った。

あと、寺町、町屋、それぞれありますけれども、そういったものが実はほぼ江戸時代の地図、200年前、150年前そのままなんですね。これはまさに歴史の偶然なのでありまして、本来は日本のほかの都市だったらあり得ないです。城下町はみんな県庁所在地になって中核都市になって大変な開発が進んで、昔の片鱗は全くないのでありますが、そういうようなところにはかなりのものが残っている。

金沢、城下町は今度視察で行かれますけれども、金沢もお城のところは残っている。あるいはお茶屋さんのところはたまたまあまり開発が進まなかった。だから残っていると、倉敷さんはかなり戦後また復元をされていますけれども、また、パリでは、今まさにそのまま100年前、200年前の建物がそのまま残っている。そこで生活がある。しかし、中では近代的な生活が営まれている。それから、一方で、超高層のビルの街は別のところにつくる。こういうふうに、我が国の姿とは全く違う。

だけど、地方の過疎地域に、今お話がありましたように、かなりいろんなものが残っているんですね。そのあたりを、うまくという話が、今、文化庁の1つは史跡のグループ、1つは伝建のグループ。伝建、史跡も実は20年前、10年前ぐらいまでは、そこで何か事業をやろうと思ったら、それはできません。お金を取ろうとしたら、それは国の予算が入っているからできませんとか、こういうようなかなりきつい規制がかかっておりましたけれども、最近は活用を図るという観点が大事にされ非常に弾力化しています。そこで生活を営むためのいろんなことについて、かなり考え方が変わってきたと思います。

そういうようなことも含めて、いろいろやっていけば、ある程度、地方の町で、日本的な木の家ですけれども、そういったようなものがこの町割も区画割も全部残っているところでは若干まだあるということですね。そういったものをうまく残していただく。今まではそういったものを、お金がなかったから崩そうと思って崩せなくて新しい家を建てられなかったの、最近はそうでなくなって、いやあ、自分たちの町は宝物だなんて意外とこれは大変なものだという、こういうふうなことを、今、Gさんがおっしゃったように、住んでいる人たちが何となく愛着と誇りを持って、これは何とかみんな頑張るやろうではないか。

今、伝建地区も指定するときは、住民の大方の同意がないとできないんですね。私ども3番目の町屋のところで、どうするかという話を投げかけて、結局大方の皆さんが、自分たちの住んでいる町、愛着あるし、何とか残そうではないかということで、それで指定を受けた。こういうふうな感じであります。昔はそうではなかったんですね。昔はお上がということなものですから、随分今変わりつつあるんですね。そして、そこで今具体的に運動を展開している人はまさにNPO的なんですね。住民の皆さん、私どもと違うことを言うことはもうなくなりました。随分変わってまいりました。いろんな相談を受ける。

そういうふうなことを含めて、今、歴史的風土という全体を押さえていただければ、こういった規制、要するに外から攻めてくる人たちに対する規制が何か取り組められると、本当にいろいろなものがまだ残るな、守れる。そして、あとはまさにそこに住んでいる人たちに任せればいい。十分に今自治の能力は出てきておりますし、住民組織も出てきていますので、そういったことは可能ではないかという思いを、今、Gさんのいろいろお話を聞いて思いました。随分この10年ぐらいで変わってきたなと。世の中、余裕ができてきたといえますか、退職大衆層の人たちが本当に中心になってNPOをつくって、NPOが竹の子みたいにできているんですね。そういうふうに変りつつあるということだろうと思います。

何とか欧米のような、そこで生活が息づいて、そのまま残って、それが保存されていくという、そういった姿になれば一番いいかなと思います。

G委員 エール交歓じゃなくて、倉敷でも随分お役所がNPO的になっていただいていますから。

委員長 ありがとうございます。恐らく徐々にその中でこういう時代の変化とともに、一方で国としての役割は何なのか、多分そこら辺が最後問われてくる部分だと思ひまして、

地域住民の活動が非常に活性化して、旦那衆、おかみさん衆の力が強まっている中で、何もなくていいのかという逆のこともあると思いますので、恐らく今後の議論の中でさらに深めていきたいと思いますが、さらに二度目の発言でも結構です。

〔委員〕 中心市街地の話にも出席していたのですけれども、同じ局の議論と思えないと
いいですか、本当にこの議論というのは美しいというか、歴史的な深みがあるというか、
感動してお話も伺ってありましたけれども、1つ申し上げたいのは、この古都保存法自体
も、もともと議員立法でできているということもあって、こういう話というのは直接的な
クライアントがないテーマだと思うんですよ。つまり純粋な公益といいですか、本当に
歴史とか、私たちが日本人として感じるような歴史への回顧とか美しさへの共感とか、も
う大事なもので失ったらもとに戻らないということが本能的にわかっているところがあっ
て、しかしながら世俗的な話で言うと、なかなか各省庁のいろんな権利争いがあったり、
あるいはいろんな人の思惑があってできないというところで、議員立法にもいいものがある
なということを改めて思うようなところなんですけれども、そういう意味では非常に直接
的にすごくダイレクトな政策を打っていくというのはなかなか難しいことかもしれない
のですけれども、しかし長期的には生き続ける話であるのは間違いないし、本来、公務員
像というのもいろいろ問題があって、変革の時代なのかもしれないのですけれども、本当
は純粋に追求すべき公益というのはこういうところにあって、公務員の仕事の多分一番大
事な話というのはこういうところにあられているのかなというふうに思うので、効果的
な施策打てないにしても、ぜひ国交省の良心のようなセクションなので、じっくりと長期
的な展望に立って考えていただけるといいなと思うんですね。

例えば、歴史的風土なんていう概念も、どうなんですか、閣法だったら風土なんていう
概念はちゃんと受け入れられたのだろうかと思ったりしますし、そういう意味では、うま
くテクニカルな説明ができなくても、みんながそれなりに共有している概念、緩い概念、
しかし確実にあると。うまく定量的に証明できないけれど、そういうものはあるので、
そういうところで行政として、応援している人は実はたくさんいるはずなので、しっか
りやっていていただきたいなというふうに思っております。それが1点目。

それから、2点目なのですけれども、この想定される議論のようなところで少し関連す
るかと思うのですけれども、古都保存ということで、基本的には凍結的な保存から、もう
少し何かできないかということが1つ大きな課題だと思います。住民の方の生活の問題も
もちろんありますし、それから、経済活動と何かしら両立しないと、現実の行政としては

行きにくいというところもあって、これから全国展開するということになりますと、純粋な古都であるとか、純粋な凍結ということではなくて、ある種の開発といいましょうか、古いものを新しくつくるという観点があってしかるべきなので、凍結するだけではなくて、何かしら具体的な経済活動に乗っかる形で、都市計画でも企業なりNPOなりが自発的に積極的に開発的なこともやるということとも併存していくという道は考えていいのではないかと。これは都市の規模とか、その都市の経済状況とか、そんなこととも関係するのかもしれませんが、そこはコンセプトの転換といいますか、一步踏み出していくと動くかなというふうに思っております。

それから、3点目としては、今言ったような話と少し関係あるのですが、実は法律論というのは、私自身は法律学者なんですけれども、今大変大きな転換点にありまして、古い法律学と新しい法律学とあるのですが、私はできれば新しい法律学の方に入っているつもりではいるのですが、日本全体で見ると、今、法律論の中で一番古い法律論をやっているところは、これは間違いなく霞が関なんです。役所の法律論が一番古いです。古くて頭がかたくて社会のニーズに応えられない。

その行政の中でも一番古いのは多分訟務担当の法律論なんです。20年ぐらい前の行政法の議論を平気でやっておられて、国の代理人は過去に言ったことに拘束されるということがあるみたいなので、新しいことを言えないらしいんですけれども、それが1つ。法制局の議論も大変古いと思うんですね。法律なんてしょせんそんな大した深い話ではないので、社会に合わせて、みんなが幸せになれるような概念設定をしていくというのは当然のことだと思います。

法律学者は古い人たちと新しい人たちにちょうど分かれているような感じ。今、一番進んでいるのは、向かいの東京地裁の行政部です。どうも裁判所が一番進んじゃって、大胆な解釈論を展開しているという側面があると思うんですね。

ですから最初の話に戻るのですが、公益で細かい理屈ではなくて、大きな概念設定をして、頭を柔らかくして、美しさ、美しい国土づくりというのはどういうことなのかといったときに、美しさの概念の多分ベースになるのは、そういう歴史的な私たちが共有して持っているような経験であったり、思い出であったり、そういうところというのはあるはずなので、そういう意味では制度や政策をつくるというときにもかなり作りやすい背景があるのではないかと考えておまして、そういう意味で歴史を中核とした美しさという概念を使ってこの議論が展開していくといいなというふうに思っております。

委員長 ありがとうございました。今、3点に分けてご指摘ありましたが、1番目は、これは国土交通省というより、むしろ国の官僚として良心を持ってやってくださいという多分励ましたと思いますので、ぜひそういうことで、我々もそれをむしろ応援する役目だと思いますから頑張ってもらいたいと思います。

3番目は、法律の専門家として、むしろ大きな公益性を立てて、あまり頭堅苦しいことを考えずにぜひ踏み出してほしいということだと思いますが、何か今のC委員の全体のご指摘に対してお答えすることございますか。

事務局 法律の専門家で私ないものですから、そこは抜きにしまして、先ほどC委員から、2番目にご指摘のございました現状凍結的な保存というのが古都法の1つの目的だった。その理念を全国展開していく際に、古都と同じような仕組みではなかなか転がっていかないだろうという、その話は、先ほどからいろいろ出ております保存と住民生活との調和というだけでなく、もう少し経済活動にもものりながら、いい保全策が講じられるような新たな仕組みとしてどういうことが考えられるのか。これは非常に興味深いご指摘なのですが、我々もいろいろこれは相当勉強しないと次の展開の枠組みが見えてこないと思いますので、しっかり勉強していきたいと思っておりますし、また、いろいろ現場の方で、転がり始めているようないい事例があるかと思っておりますので、そういうものもまたお教えいただく中で、保存、いわば創造的な保存活用を古都だけという場面もありますでしょうけれども、全国の都市に展開していくという上で非常に重要な視点であるということ。全く同感でございますので、一生懸命やっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

C委員 今の話は、私はドイツに留学していたときに、各都市にいくつか行ったのですが、けれども、ちゃんとした調査ではなくて、ドイツの昔の遺跡とか有名な建物がございませぬ。ところが最初に、いわゆる観光旅行で行ったときはわからなかったのですが、滞在中にじっくり解説を読んでみると、ほとんどの歴史的な建造物が、あそこは本土が攻撃されているものですから、全うに残っているものはほとんどないんですね。ほとんど全部とっていいと思っておりますが、作り直したものです。もしくは未だに直ってないものもある。

今まで、そういう歴史的なものだと思って、ガイドブックなんか見て思っていたけれども、実はそうではなかったということで、ああ、なるほど、敗戦国というのはこういう目に遭うのかということがよくわかったのですが、それがベースになっているところ

委員長 ありがとうございます。まだ、30分ぐらいフリー討議可能ですので、二度目、三度目のご発言どうぞ。

H委員 この審議会の名前が、「古都における歴史的風土の保存」というので、古都保存法にばかり目が行くのではちょっとまずいので、実は古都保存法というのも、極めてウエイトの高い法律ですが、実際は資料6-4でもつくっていただいたとおり、今までの古都の歴史的保存をするにも、新しくできたのは景観法ですが、その他、自然環境保全法とか森林法とか、あらゆる法律を動員して仕事をなさってきたわけなんです。

この知識というのを国の仕事としては、地方公共団体に分けてやって、分けてやるという言い方はちょっと高慢かもわかりませんが、どういうふうな法律を駆使すればいいのかというのを教える必要があるのではないかと思います。

といたしますのは、現在の古都保存法のことですと、数が限られていますから、国が乗り出して細かいところまで一緒に相談することができますが、これを全国展開しますと、例えば参考資料1に出ているだけで、これは網羅的ではないよというご説明でももちろんそうだと思いますが、それだけでも非常にたくさんあります。それで地方公共団体、特に具体的に必要なのは、市町村レベルではないかと思えます。現在、市町村というのは暇かという決めて暇じゃないみたいで、私も市町村の条例つくるお手伝いなんかしていますと、定員が増えないで仕事ばかり増えると。これはえらいことだという話で、そういうところでは、もろもろの法律を駆使するという知識を勉強する暇もないのではないかと。そういうことを配慮するのも国の中央官庁の役目ではないかというふうに考えます。

委員長 ありがとうございます。ということですので、また、これについては、いろいろ次回以降ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

G委員 2つ申し上げたいと思うんですけど、1つは、先ほどから保存ということと生活とか、まちづくりとか、あるいは中心市街地の問題とか、経済活動との関係ということがありまして、ちょっと自慢話めくので言いたくなかったのですけれども、私たちは、伝建何ちゃらかんちゃらという法律に基づいて街なみを保存しながら、その中でやっていくイベントというものに対して、町の個性を非常に意識をした設計をさせていただいています。これはDさんのところも多分同じだと思うのですけれども、そういう形で、例えば屏風祭とか花七夕とかというふうなイベントを積み重ねることによって、ここはちょっと自慢話めくのですけれども、街なみ保存のクォリティーは低下していないと思うのですけれども、大体3年ぐらい前、実は倉敷の中心市街地の空き店舗率が30%だったんですよ。

今は18%になっているという話を聞いています。だから、そういうふうなこともあり得ると。

ただ、ここで私たち物すごい気をつけていますのは、街なみを利用するというのが、いわゆる言葉おかしいので、町の俗化とか、いわば町のいろんな意味での祭りのクオリティーとか、そういったものを低下させてはいけないということとして、そのために、先ほどお名前出ましたけど、高階秀爾先生は私のところの今館長さん。

高階館長自身も商店街のおっさんたちと、これ、こうやね、というふうなディスカッションしてくれていますし、美術館のキュレーターが町の中へ出て行って、ここはこうしたらええ、というふうなアドバイスをしたりして、プロフェッショナルと町衆と行政、さっき言いました物すごいNPO的に行政さんも動いていただいています。うまくかみ合うということが大事なのではないか。

だから、そういう形で建物とかハードを保存するだけではなくて、そこでどういうアクティビティーをするか、それをどういう仕組みでやるかということまで含めて考えることが大事なのではないかということが第1点です。

第2点は、ちょっと哲学的な、実は私の悩みでもあるのですが、哲学的なことになりますので、とても私の手に負えないので、特に文化庁さんも入っておられると伺いましたので、ぜひ基本理念として、保存して残すというのはどういうことなんやということをもう一度構築をしていただいたら物すごいありがたいです。つまり凍結的保存ではないよというのは多分そうだろうと思うんですけども、凍結的でなかったらどういうことなのかという、私、美術館の経営者ですから、2~3言いますと、例えばさっき名前出た平山郁夫先生が、緑の山をばあっと描かれた絵があるんですよ。描かれてから3年ぐらいして行ってみたら、ちょっと色が変わってますじゃないですか、と言ったら、そうなんやと。これは緑青ですから酸化が進んだら色が変わると。日本の美術というのは変わっていいんですよ。高階さんが言うのは、西洋美術はでき上がったときが一番いいので、いつもそこに戻そうとする、修復なんかでも。

とすると、そもそもそこで日本の保存の考え方がいつもでき上がったときの形に戻そうというのが伝統的保存であるとすれば、ちょっと違うのかなというのが、これは高階館長から、私、教えられたことなんですけれども、式年遷宮というのがありますよね。あれは凍結的保存をするのではなくて全部新しくすると。だけど、それだからといって、新しいものはにせものであるか、西洋的にはコピーですから、レプリカなのかもしれないけれど

も、そうではないけれども、そこに神様が住んでおられる限り、本物の伊勢神宮であるということですよ。

多分そういうことを考えあわせて、哲学的になるのですけれども、日本的に景観を保存する、あるいは歴史を保存するということは、多分伝統的とは違うコンセプトが基本理念としてつくれるのではないのでしょうか。私にはつくれませんが、ぜひ、そういうことをいわば文化論的な、あるいは歴史的な梅原先生とかに考えていただいて、また、教えていただければ非常にうれしいと思います。景観保存の基本理念ですけれども。

委員長 ありがとうございます。今、2点ご指摘ありました。2番目はまさに今回、古都保存行政のそもそも根本思想は何なのかという中で、いかに全国展開を図るか、そういうことだと思いますので、ぜひ、そこら辺は委員の各先生方のご指摘と、事務局も頑張ってください、我々一同、今後議論していきたいと思います。ぜひ、よろしく願います。

D委員 先ほどすごく哲学的な視点から話したのですが、私は実際的なところを見ると、本当に日本は言葉の上ではとっても美しい国にはなっているのですが、残念ながら国自体が本当にスポット的にはよくても、それにつながらない景観に、架け橋されていないとか、例えば、素晴らしい文化財に指定されているお寺の隣にみっともない駐車場があると、それは全国どこでも当たり前としてある。だから、駅から降りたときに、どこの駅に着いたかわからないと同じように、文化財も入って見ないと、外の景観が電柱になっていたり、みっともない看板があったり、すごく美徳を感じない景観になってしまっていることなんです、この会は特別な会だと思うので、多分特別な冒険が許される地区になっているので、特にF先生がヨーロッパ通ですので、同じ古い伝統文化と素晴らしいものがある街でも、日本のように電柱だらけにはなっていない。日本の電柱は結局九州から北海道まで同じ風景になっているのが、今度埋めたときに、また同じ風景になってしまうという、だから門前町でも門前町として感じない。城下町でも城下町として感じない。皆、漂白剤かけたような感じになってしまうわけですから、だから、こういう特別なところから、例えばより経済的に、より効果的に1ストリートではなくて、1ブロックとか、1クラスター、1つの町が全部電柱埋めていけるような、そうしたような部分的な小さい目標を持った会にならなかつたらもったいないと思うんですよ。本当にこれで21世紀に日本は引っ張っていくぞという、冗談じゃない、日本のレベルはもっとすぐれたものですよということができたらいいなと思います。

具体的に何がいけないのかをリストアップして、逆にそれをどうやって工夫していけばいいのか。どういう町が経済的に実に効果的な形でできるのかを勉強していくべきだと思うんです。だから日本の事例だけにとらわれなくて、ぜひ海外の、別に日本は海外にやってほしいと思ってないんですから、でも、その知恵を活かして、より日本らしい日本になればいいと思います。例えば、ベルギーのブルージュの街が、結局古い街なんです、車はどこにあるか見えてこない。ちゃんと地下の駐車場をつくるなり、景観に見合ったものができているとか、日本はトンネルを掘る技術はすごく上手な国なのにやろうとしないこと。それは1つの例なんです、そのほかに地味な頑張りが一番大切になってくると思うんですよ。ごみ拾いであつたりとか、川の堤防が結局美しい川とか木とか、山の景色の手前にビニール袋がかぶってあるような感じではなくて、そうした実際に少ない人数が経済的にどうやって維持管理できるのか、アフターケアの維持管理ができる仕組みが今日本にできてないと思います。

ほかの国の文化財のところに行くと、毎朝道路の掃除機を運転しているんですが、日本はうまくいけば10年に1回走るかどうかぐらいの感じで、日本は自動車メーカーとしてもすぐれた国なのに、何で各市町村に、例えば歩道用でも使える道路の掃除機、町にも使える道路掃除機、今は本当に苦労して県の掃除機たまに借りられるぐらいのことで非常に困ったことだと思っているんです。結局、緑を豊かにするためには、昔の伝統のあるところは、結果的に落ち葉があるために、周りにみんなにクレームを受けなければいけないような状況ですから、結局親切ないい人とされる人はその声に負けて、じゃあ、伐りますということを行わなければいけない。そうしたバックアップとか、スポットとか、実際にみんながやれば大変じゃないということは確かなんだけど、結果的にみんながやらないわけなんです。同じ人が全力を尽くしても間に合わないから、そのところでちゃんと設備なり道具なり、1人の働く分が8人分ぐらいになれるような仕組みが、実験的にやってみることによって、かなりの効果が見えることだと思いますので、ぜひ維持管理、アフターケア、あとは現実として車の問題とか、駐車場の問題、電気の問題、そうした消えない問題をどうやって活かせるか、取り組んでやってほしいと思います。

委員長 ありがとうございます。発言内容にご指名もありましたので、F委員。その前に1つ、委員長ではなくて、委員の立場でちょっとお話ししたいことがありまして、今、地下駐車場のご指摘がありました、ぜひ、これは国の方できちんとやってほしいんですけども、地下駐車場のつくり方は、私、日本は最悪だと思っています。例えば、京都の

御池通、戦後、京都で非常に苦勞してつくった市役所前の50mのきれいな美しい並木道を破壊する形でとんでもない道になっているんですね。地下には駐車場があった。それから、街路、街灯のデザインも最悪で、先般、実は京都に行きましてがっかりしました。これでは京都は歴史的な街なみとして誇れないかと正直思います。

それは現実には元の行政と地元の関係者は多分いいと思ってやったと思いますので、やはり価値観といいますか、そこら辺が1つ問われているのかなと思いました。私は非常にがっかりしました。多分あれがいいと、モダンだという人もいると思うんですね。京都市役所の前、プールみたいな、50m道路の並木を全部伐った後に変な噴水が出ているんですよ。こいつは一体何を考えているかという、言いたかったのですが、そういう感じがします。

それと同時に、もう一つは、これもちょうど今、日本は戦争から、先ほどヨーロッパも敗戦国は敗戦の中での痛手から実は作り直してという話がありましたが、今、日本の有名な並木で必ず出てくる仙台の定禅寺通り、これは市民意識が完全に違っていて、木を一本たりとも伐るなということで、実は市の当局が困るほど、それほど市民の意識が高まっています。ですから、何十年かでそれぞれ変わってくるんだと思うんですね。ある都市では、大きな並木を伐ってほしいという意見の中で、市がものすごく苦勞してきたという都市も多々ありますので、そういう感じがいたしました。ちょっとこれは一委員としての発言であります。

F委員 凍結保存ではなくて、生活できる場だという、これは一番重要だと思うんですね。歴史的な都市、歴史的な街なみの価値評価の規準といいますか、価値の視点はいっぱいあると思うんですけど、その中で、本来は生活空間としても非常に魅力があって住みやすい場所になり得るんだと思うんですね。かつてはそうだったと思うし、ヨーロッパの人たちが歴史的な街をおもしろがって生き生きと使いこなして生活しているのは、そこが質的にも生活の場の質としても高いというか、個性があっていいという評価があるからだと思うんですね。国の価値だとか、文化のためだとか、歴史のためだとか、そういうものを超えて、そこにいたい、居心地もいいと、そういうところまで持っていつているから、みんなこだわって、そこにプライドを持って住んでいるのだと思うんです。そのために非常に技術も必要です。デザイン力とか、空間の中の家具を本当にそれにふさわしいものをつくり出すとか、周りの環境整備とか、それを伴いながらやっていかないと、建物だけ保存する、修理するというのでは全然だめだと思いますね。

今、日本では本格的に歴史的な町並みと取り組める制度としては伝建だと思っただけでも、文化庁の。ヨーロッパを見ていると、やっぱり住宅政策と結びついているような気がするんですね。特にイタリアで大きく70年代以後、みんなが歴史的都市おもしろい、いいよというふうになっていったのは、住宅として再生する事業に大成功したという、古い骨格を残しながら、中を現代の快適な生活の器にふさわしく改装し、街区全体の中央集中式暖房も導入して、非常に見事にやったポローニャという街が始めてそれが引き金になっていったのですけれども、最近アンダルシアによく行くのですが、州が補助をして、古い建物を修理するのにお金を出すんですね。それは文化財としてやっているのではなくて、生活の器としての歴史的建物のクォリティーを上げるための住宅改善なんですね。そこにお金を出すんですよ。だから、みんな喜んでそれに飛びつくんですね。審査があって、それでもらうわけです。そのぐらいやわらかい発想で、つまり郊外にどんどんお金をつぎ込んで、住宅・ニュータウンをつくっていたお金をそっちに振りまいていくということですよ。日本でもある自治体では、高齢者住宅を古い町家を活かしてやっているというのも聞いたことがあります、福祉政策とも結びつくはずなんですね。

もう一つ、経済が非常に重要だというお話があって、ヨーロッパとか日本でもあちこちで町がよくなってきているきっかけは、若い非常にクリエイティブな人が歴史的な、ちょっとした建物に目をつけて、そんな大したことない戦後の木造の長屋でも町家でも仕舞屋でも構わないですね、場合によっては。そこにカッコいいお店を出して、レストランを営んだり、ブティック出したり、ちょっと違う点で、その空間や場所の雰囲気のおもしろさを読み取ってデザインして、プロデュースしてお店を出したところが大はやりなわけですね。そういうのがぼんぼんとできて、路地裏とか、裏通りに、そういうのができていくと、その界隈が非常に蘇るという、これはヨーロッパでも全くそのとおりなんですよ。

そういう雰囲気をつくっていく必要が一番あって、逆の悪いパターンが、古い建物が、お金つぎ込んで修復されて残ったけど、全然人がいないと。そういう伝建地区、私もいくつも知っていますが、それは一番悪いパターンだと思うんですね。ですから若い人がカッコいいと思う、行ってみたいくなる。経済活動の場としても投資する価値がある。そういうふうになると、でかいビルをつくって稼ぐという経済論理ではなくて、何かきめ細やかに小さいスケール、歴史的な骨格を場として経済活動が展開していくというヨーロッパの街はそれがかなりあちこちで見られると思うのですが、日本でも可能性があるし、そうしないと日本の地方の、今、活力を失っている町が蘇りにくいのではないかなと

いうふうに思いますね。

それから、さっきG委員がおっしゃった理念の確立が一番重要だと思うんですね。日本人は論争してこなかった。特に歴史的なもの、文化財がその世界だけに閉じ込められていましたので、例えば建築の分野でいうと、建築の保存、古建築の保存、修理とかも文化庁とか教育委員会とか、ある種の歴史家の中だけの世界で閉じていたので、都市計画の中で論じられることもなかったし、建築設計やっている人がそれに関心を持つ機会も少なかったし、例えば、イコモスというのがあって、B先生も非常に活躍されているのですが、イコモスの世界大会へ行くと、建築家とかプランナーとか実務をやっている人が多いですね。日本ではやっぱり歴史家とか、そういう意味での古いものの専門家、あるいは文化庁関係の方々ややはり主役になっているんですね。それは意味もあるのですが、もっと開いていって、だれもが、例えば若い建築家でリノベーションうまい人いっぱいいるんですね、センスがよくて、そういう人たちをサポートする仕組みを国でつくるとか、私は人材、NPOの活動とか地元住民の関心の高まりは素晴らしいことだと思うんですが、そこに技術、こういういいものになるよというのをどんどん見せてやるという、そういうのが非常に必要。建築教育、大学の責任でもあるんですけども、そんなふうになっていくと、例えば谷中なんかも何でうまくいっているかという、地元、芸大出身の人たちが中心になって建築家やアーティストが場を自分たちでつくって見せているんですね。そういうことで住民と一体となって、あるいはマンションのデベロッパーが計画を持ってきたときに、それと膝を差しにして、みんなで議論して、その計画を大いに変えさせてしまったんですね。階数を減らすとか、あるいはデザインを変えるとか、質の高いマンションの計画に完全に換えさせちゃったんですよ。そのぐらいの力はあるので、ともかく新しいセンスで、若い人たちも育てて、古いものの方がむしろカッコいいと、現代的であるというようなところまで持っていけないとなかなか難しい。

それとヨーロッパの場合、高階先生が絵画とかでは、できたときが一番よくて、だんだん価値が落ちていくというお話、それは非常によくわかるのですが、建築の場合は、特に住宅とか、そういう普通の建物の場合は、いろんな時代に改造を重ねたり、立派にしていったりして、いろんなフェーズがあって、そういうものをうまく現代に再生するという、そういう技術が非常に進んでいると思うんですね。例えばコンバージョンというのもそうですし、だから、日本でも建物をどういうふうに価値を見つけ出して古いものを活かしていくかという理念と方法論、技術、あるいは町そのものを、その辺を本当に大いに議論し

なければいけないテーマだと思います。

委員長 ありがとうございます。次回、少し運営の仕方もまた工夫していただいて、きょうは関係行政団体からいろんな貴重な資料をご提供いただいています。これだけのいろんなご経験を積んでおられる委員の方多いので、場合によっては少し時間をとって、何かまとめて、またいろいろ我々にレクチャーをいただくとか、そういうやり方もあって、もいいかもしれませんので、その辺をまた事務局でいろいろご検討いただいて、各委員は町並みの保存、再生に取り組んでいる方ばかりですので、何かそこに工夫をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

B委員 今、お配りいただいた資料を拝見して、古都の理念の拡大ということが論点としてございます。今の10都市の古都以外にももう少し広げた方がいいのではないかとこの観点かと思われ。その対象として、世界遺産が存在している地域が、今10カ所ぐらい、あるいは伝建地区は現在67カ所ぐらいありうるのではないのでしょうか。そういうところも周辺環境が都市化の中で、保存地区や文化遺産が孤立しつつあります。保存地区の外に出ると、実は非常に汚い都市景観や、緑の失われた所があり、全く絶壁のように対立があるという状況もございます。

つまり文化遺産や古い保存地区がそこにあることが、その都市全体の利益であるはずなのが、都市全体の都市計画マスタープランの中にきちんと位置づけがうまくできてない。例えば、川越なんかは割といい例ですけれども、駅から歩いて保存地区に行こうとすると、例えば大正口マンの通りとか、あちこち通りながら楽しくそこに行ける都市計画ができています。しかし全国的には、どこに保存地区があるのか、駅から降りても絶望的な汚い町しかない、そこにどうやったら行けるかわからないと外国人から言われて、つまり都市全体の中で貴重なものが活かされてないと言われているように思えます。

今、古都の歴史的風土の概念を、もう少し景観という概念とどう組み合わせるのか。今、皆さんのお話を伺っていると、かなり建築の保存であるとか、中心市街地の問題であるとか、緑地が必ずしもないけれども、実は都市にとって、古都としての風格を持つために非常に大事だといった議論もされているように思います。

私は、今、京都にありますけれども、たくさんの古い町家が今200近くレストランに改修されて活用されています。サポートしているのは若い世代が中心に、各世代がそういうところに楽しんで今行けるような状況が生まれてきています。例えば古い町家がついている敷地は、今まで500万か1,000万の取り壊し賃を入れないと売れなかった。とこ

るが今は1,000万くらい上積みできると。今、ある有名な扇を売っているお店が出ているんですけども、土地が2億で建物が1億だという話があります。ですから、かなり急速に価値観が変わってきておりまして、それが経済にも大きな影響を与えている。

そういう中で、今の伝建制度だけですべてがやれるかということ、例えばC委員がおっしゃったのはローテンプルクなんかのお話だと思うんですけども、かなり復元して実はやっているんだよと。戦争でやられてしまったものも作り直してもう一回きれいにしているよというお話だと思います。そういうことがもし古都の都市政策の中で今後の可能であるならば、これはかなり観光資源として非常に大事な場所を再現、復元してつくっていいのではないかと期待したい。

実は京都の世界遺産のバッファゾーンと言われているところのほとんどは風致と古都と美観とで担保されているんですね。美観の部分は景観法で何とか強化できるとした場合に、風致や古都法の部分について、もう少し前に出る政策ができないのかと思います。もしもこの古都法によって、特別なエリアということで決められた歴史的な都市については、それらのいくつかの手法を統合した形で運用できるような方法が可能であるならば、これは本当に歴史的な風格のある都市を国交省のリードのもとにできる可能性が出てくるのではなかろうかと。

今、お話を伺っていますと、年間20億くらいの事業ペースでこの40年間、トータルで言えば800億ということですけども、これはもっと本当は予算が大きくてもよかったのではなかろうかという気もいたしますし、あるいは公園を買収するときの補助率は3分の1ということも資料にございますけれども、もうちょっとこれは考えてほしい。もし歴史的都市という概念を確立できて、そこについて一定のパイロット的な形で事業が推進できるのであれば、古都では高い補助率というのがあるのが1つの大きな魅力になっていると思いますが、ぜひ、それをもう少し広い範囲に拡大していただけるならば、これは非常にありがたい。

古都あるいは歴史的風土を保存するということについて、どの辺ぐらいまで広げてお考えになろうとされているのか、そこら辺をもう少し教えていただけると、議論がしやすいかなという感じがします。

E委員 今、文化庁の方の例えば伝建、あるいは史跡、この史跡は、助成の規模も大きく補助率も高く、市町村にとっては非常にありがたい制度ですが、ただ、史跡も伝建も実はあくまでも今あるものの復元、現存しないものは、設計図等の図面がないと、これの復

元を認めない。したがって、さっきから話題になっています復元というものとか、都市の中におきますこういったいろんな整備というのはそれらの手法ではできないですね。

したがって、今、実はそれぞれ歴史的な景観でいろんなこと、事業をやっているところは、実は国土交通省の歴道の事業とか、今、ここにも書いていますが、街なみ環境整備事業とか、こういったものをいろいろミックスして、電柱の地中化など多くの事業をしたり、いろんなことを実はやられていますね。さっきHさんおっしゃったけど、実は実態はかなり薄い。ある程度の小規模でないと予算がなかなか続かない。

こういった中で一番問題は、今、B先生からお話がありましたように、全体像で押さえていくというのは非常に難しい。かつこれだけの法律がありますけれども、例えば、古都保存で歴史的な風土、こういった概念で押さえていくとか、あるいはもう少し、さらに町によって、実は今私どもエコミュージアムのような格好で、町じゅう博物館だということで、今事業展開をしようとしているのですが、これが今いろんな国土交通省の予算も活用させていただきながらやっているのですが、何かそういったときに、古都保存である手法、何か非常に有益だ、何とかならないかという思いを漠として持っているのですけれども、そういった意味で、今、先生おっしゃった古都保存の関係の手法、理念、こういったものでも、今のものでも、あるいはそれをまた拡大されるとか、今、一番自治体が困っているのは、総合的にそれを単なる単体としての建物を保存するというのではなくて、街なみだけでもなくて、その町全体としてとらえていって、それをまさにまた活用も含めてということだろうと思うんですね。そういったことを今模索をしている、恐らく全国の多くの町が。しかし、すべてを網羅するのは大変な話だと思いますね。ある程度の具体的な理念と今からの計画を持っているところ。今、そういった状況を把握をしながら判断をしていかれるのかなと思います。

こういうチャンス・場を与えていただき、私も本当にうれしいのでありますが、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

そろそろ実は予定した時間に近づいていますので、きょうは1回目ということで、非常に自由闊達なご意見をちょうだいしましてありがとうございました。

それで、一応委員長の立場で少し今後の進行のことがありますので、ご提案しますと、実は、私自身はいろんな経験している審議会の中でも、きょうの審議会は比較的各委員、行政も問題意識、ベースはかなり共通していると思います。実は問題意識の部分が違う審

議会も当然あるのですね。これは当然課題によって問題意識が違うという審議会もあると思いますが、この小委員会は比較的ベースは、思いは共通だと思いますので、次回、いい意味で我々の各委員から出た意見を今度論点整理していただいて、できれば各委員の名前も入れていただいた方がいいのではないかと思います。それによって、それぞれの委員の社会的な立場に大きな支障を与えることは多分ないと思いますし、もし、また問題があれば、委員の名前だけ後で削除すればいいのですが、その方がお互いそれぞれの共通性もありながら微妙にそれぞれ立場でトーンが違うことは当然あるわけですから、お互いそれぞれの立場と論点を確認しながらという審議の進め方がいいと思いますので、ぜひ、きょういろんな重要なお指摘、国としてもすぐどうしようかという考えるところもあると思いますが、それはそれで、もともと幅広で議論するという前提ですから、当面1、2、3回ぐらいはあまり最終決着の部分は気にしないで進めたらいいのかなと。それがこういう小委員会の意味だと思います。

それから、一方では、きょう実は事務局席の2列目に都市計画課の課長さんと景観法の所管の専門家の方がいらっしゃるのですが、当然都市計画課一緒になって景観緑三法をつくってきたわけですが、その運用の仕方ということとも非常に絡んでくると思いますので。それから、一昨日、別の分科会で中心市街地の議論がありました。自己努力しない中心市街地のシャッターを閉めている方々を救済するような法律、制度はやめてくださいというのがそれぞれの委員の意見でした。単に賃料だけで何も利用せずに駐車場だけにして貸している人が多くて、それが一方で、救済措置のために郊外の大型店に対するいろんな改正、規制するという議論は本末転倒だと、いろんな議論あったのですが、むしろ中心市街地をもう一度、いい意味で美しく活性化させるにはどうしたらいいかという意見・知恵は出てこなかったですね。

ですから、そういうこともありまして、きょうの議論は、霞が関の官僚の良心がかかっているというご指摘もありましたので、関係部局にぜひ伝えていただいて、今後ぜひ議論の展開を期待したいと思います。

それで、先ほど事前にご了解いただきましたが、こういう審議会の性格上いろいろ各委員の方々の日程調整大変だと思いますが、なるべく上手にやっていただいて、できる限り、多くの委員の方にご参集いただくような形で、次回は金沢ということで予定されて、今調整中ですので、ご多忙の委員の方多いと思うんですが、私の聞いている範囲では、可能な方は前日から泊まっていたり、視察が入って、忙しい方は途中から参加する、会議の

み参加の方もあると思うのですが、次回、現地の金沢の雰囲気を感じながら、議論をさらに深めるということにしたいと思いますので、ぜひ、いろいろご協力お願いしたいと思います。発言の議事録は、これも氏名入りの各委員の校正を経ない前の段階、粗原稿でまず1回来ると思いますが、そのときに申し訳ないんですけども、A、Bという形で氏名消したのも同時につくっていただけますか。

せっかくですから、氏名入りと氏名無しの2バージョンを最初から用意していただいて、その上で、従来どおりのやり方でいこうとなれば、それでも結構だと思いますので、2回目のときに各委員のご意見を伺いながらと思います。

もし、どうしても一言という委員の方があれば、発言いただいて、もし、それがなければ、あと残り数分ですので、最後事務局にお返ししてごあいさつなり、今後の事務連絡ということにしたいと思います。もし、どうしても一言ということであれば、どうぞ、あまり厳密に、あと30分で切るということはありませんので、よろしいですか。まだ、あと最低5回はありますので、かなり事務局きりきり舞いするかもしれませんが、ぜひ、そういうことをお願いしたいと思います。

それから、どうしてもご多忙の方ばかりですので、ご都合がつかないケースは、なるべく事前、事後、また事務局からもいろいろレクとかご説明いただくような形で、いろいろフォロー大変だと思うのですが、お願いしたいと存じます。

以上、私からは以上ですが、あとよろしいですか。事務局にお返しする形で。

事務局 それでは、次回以降の委員会の日程でございますが、先ほど委員長からご説明あったとおり、10月を予定しております。先進地の視察を兼ねましてご議論いただきたいということで、金沢市において開催を予定しております。現在、事務局から各委員の皆様にご都合を照会させていただいておりますので、その結果をもちまして、また、委員長とご相談の上、近日中に開催日を決定したいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

また、本日は資料ですが、かなりの量をお配りしましたものですから、これを郵送したいと思っておりますので、机の上に置いていかれて結構でございますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長 以上で議事を終わりますが、もし事務局側から何か一言あるようでしたら、なければこれで終わりにしますが、いかがいたしますか。

事務局 大変お世話になりました。ありがとうございました。

委員長 また、ぜひ、今後とも、あと5回を目指してよろしくお願いします。
以上で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。